

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員（16名）	1
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
行政報告	5
報告第9号 専決処分の報告について	8
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて	8
議案第55号 利府町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	8
議案第56号 利府町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	9
議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
議案第58号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第59号 利府町児童厚生施設条例の一部を改正する条例	10
議案第60号 利府町議会議員及び利府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	10
議案第61号 令和7年度利府町一般会計補正予算	10
議案第62号 令和7年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	10
議案第63号 令和7年度利府町介護保険特別会計補正予算	11
議案第64号 令和7年度利府町水道事業会計補正予算	11
議案第65号 令和7年度利府町下水道事業会計補正予算	11
議案第66号 製造請負契約の締結について	11
議案第67号 工事請負変更契約の締結について	12

令和7年12月定例会会議録（12月2日 火曜日分）

議案第68号	指定管理者の指定について	12
議案第69号	指定管理者の指定について	12
議案第70号	宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について	12
議案第71号	町道の路線認定について	12
議案第72号	町道の路線廃止について	13
一般質問		17
9番	浅川 紀明 議員	17
1	教育全般について	
2	スポーツ振興のためのスポーツ団体等への後援・支援について	
3番	須田 聡宏 議員	33
1	キャリアシップ事業について	
2	若者の起業の推進について	
1番	郷右近 佑悟 議員	53
1	利府中学校弓道場の今後について	
2	帯状疱疹ワクチン定期接種の自己負担額について	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和7年12月利府町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（16名）

1番	郷右近 佑 悟 君	2番	阿 部 彦 忠 君
3番	須 田 聡 宏 君	4番	高 木 綾 子 君
5番	皆 川 祐 治 君	6番	鈴 木 晴 子 君
7番	金 萬 文 雄 君	8番	土 村 秀 俊 君
9番	浅 川 紀 明 君	10番	今 野 隆 之 君
11番	小 渕 洋一郎 君	12番	高 久 時 男 君
13番	伊 藤 司 君	14番	羽 川 喜 富 君
15番	永 野 涉 君	16番	鈴 木 忠 美 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	熊 谷 大 君
副 町 長	櫻 井 やえ子 君
総 務 部 長	村 田 晃 君
企 画 部 長	郷右近 啓 一 君
町 民 生 活 部 長	堀 越 伸 二 君
保 健 福 祉 部 長	谷 津 匡 昭 君
経 済 産 業 部 長	藤 岡 章 夫 君
都 市 開 発 部 長	福 島 俊 君
上 下 水 道 部 長	川 口 優 君
会 計 管 理 者	千 田 耕 也 君
教 育 部 長	阿 部 昭 博 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君

事務局職員出席者

事務局 長	太田 健二 君
議事係 長	戸石 美佳 君
主 査	鈴木 則昭 君

議事日程（第1日）

令和7年12月2日（火曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 9号 専決処分の報告について
- 第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第55号 利府町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 第 6 議案第56号 利府町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 第 7 議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第58号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第59号 利府町児童厚生施設条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第60号 利府町議会議員及び利府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第61号 令和7年度利府町一般会計補正予算
- 第12 議案第62号 令和7年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第13 議案第63号 令和7年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第14 議案第64号 令和7年度利府町水道事業会計補正予算
- 第15 議案第65号 令和7年度利府町下水道事業会計補正予算
- 第16 議案第66号 製造請負契約の締結について
- 第17 議案第67号 工事請負変更契約の締結について
- 第18 議案第68号 指定管理者の指定について
- 第19 議案第69号 指定管理者の指定について

- 第20 議案第70号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について
 - 第21 議案第71号 町道の路線認定について
 - 第22 議案第72号 町道の路線廃止について
 - 第23 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（鈴木忠美君） おはようございます。

ただいまから令和7年12月利府町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木忠美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、3番 須田聡宏君、4番 高木綾子君のお二人を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木忠美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月5日までの4日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月5日までの4日間と決定しました。

会期中の日程につきましては、あらかじめお配りしております審議予定表のとおりです。

諸般の報告、行政報告

○議長（鈴木忠美君） 会議に先立ち、議長の諸般報告及び町長の行政報告を行います。

それでは、私から諸般報告を行います。

12月定例会の開会に先立ち、諸般報告を申し上げます。

初めに、町議会関係ですが、9月19日から21日までの3日間、町内12会場において議会報告会を開催しました。

10月24日、議会だより第199号を発行しております。

次に、宮城県町村議会議長会及び宮城黒川地方町村議会議長会関係ですが、10月2日から3日にかけて、宮城黒川地方町村正副議長並びに事務局長合同視察研修が行われ、私と副議長、

事務局長が山形県の川西町と福島県の伊達市を視察しております。

10月15日、宮城黒川地方町村議会議長会定例会議が自治会館で開催され、令和8年度事業計画（案）について協議が行われ、私が出席しております。

11月4日、宮城黒川地方町村議会表彰式並びに議員研修が松島町のパレス松洲で開催され、私をはじめ9名の議員が出席しております。

11月19日、町村議会議長会議が自治会館で開催され、令和8年度事業計画（案）について協議が行われ、私が出席しております。

次に、全国町村会議長会関係でございますが、11月12日、13日の両日、第69回町村議会議長全国大会並びに本県関係国会議員との意見交換会が東京で開催され、私が出席しております。

最後に、視察の受入れでございますが、10月6日、名取市議会が来庁され、利府町の文化交流センターリフノスについて視察し、研修を行っております。

10月8日、千葉県佐倉市議会建設常任委員会が来庁され、上下水道におけるウォーターP P Pについて検証を行っております。

以上、要点のみ申し上げましたが、その他の会議内容につきましては、配付しております議長諸般報告のとおりでございますので、御覧いただきますようお願い申し上げます。

本定例会には、町長より報告1件、承認1件、議案18件が提案されておりますので、慎重審議をお願いいたします。

以上で、私の諸般報告を終わります。

続いて、町長の**行政報告**があります。行政報告の発言を許します。町長。

○町長（熊谷 大君） 皆様、おはようございます。

今年も残すところ、あと僅かになりました。この1年、本町政におきましては、町民の皆様の期待に応えるべく、様々な課題に対し真摯に向き合い、施策を推進してまいりました。

さて、皆様も御承知のとおり、本年は全国的に野生の熊による人身被害が多発し、町民の皆様の安全安心に対する懸念が例年になく高まっております。町といたしましても、この状況を重要課題と捉え、関係機関との連携強化、警戒体制の整備など対策に尽力しております。この問題は、地域全体で取り組むべき喫緊の課題であり、町としては引き続き町民の生命と安全を守るため万全を期してまいります。議員の皆様におかれましても、引き続き御理解と御協力をいただきますよう、心よりお願い申し上げます。

それでは、12月定例会の開会に先立ちまして、行政報告を申し上げます。

初めに、宮城県で初めての開催となりました第48回全国育樹祭に関してですが、秋篠宮皇嗣同妃両殿下御臨席の下、10月5日にグランディ・21を会場として式典行事が行われました。本町のみどりの少年団が三旗・団旗入場等の役割で参加したほか、利府西中学校の生徒全員が「花は咲く」を合唱するなど、開催地として本大会に携わることができ、森を守り育てることや豊かな自然を次世代に引き継ぐことの大切さを実感する貴重な機会となりました。

次に、スポーツ振興に関してですが、10月12日に十符の里パークを会場として、十符の里スポーツパークフェスティバル2025を初開催いたしました。当日は、残念ながら雨天により一部の屋外競技が中止となりましたが、約1,300名の皆様に御来場いただき、県内プロスポーツ団体による体験会や各種ニュースポーツ及びeスポーツ等、大人から子供まで幅広くお楽しみいただきました。

また、11月3日には中央公園野球場において、宝くじスポーツフェア「ドリーム・ベースボール」を開催いたしました。本事業は、宝くじの社会貢献事業として、子供たちの健やかな心身の育成を目的に実施されております。当日は、元プロ野球選手による野球教室も開催され、参加した子供たちは貴重な機会に目を輝かせながら、プロの技術や知識を熱心に吸収しておりました。続いて開催されたドリームチームと本町選抜チームとの親善試合では、元楽天イーグルスの鉄平さんがホームランを放つなど会場は大いに沸き、子供たちの野球への情熱がさらに高まった一日となりました。

さらに、11月18日にはスポーツ庁によるスポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰式が開催され、スポーツを活用した地方創生やまちづくりに積極的に取り組む自治体に贈られる「スポまち！表彰」において、本町の弓道スポーツ文化ツーリズムプロジェクトが表彰を受けました。本事業は、スポーツと本町の歴史文化や観光、教育を組み合わせた武道ツーリズムによる交流促進と町民参加型の運営体制が高く評価されたものであります。

今後も、スポーツのまち利府町を広くPRするとともに、町民の皆様がスポーツに親しむ機会を積極的に創出してまいります。

続いて、商工観光に関してですが、9月28日に十符の里ALL RIFU産業祭を開催いたしました。当日は、町内外から8,500名の皆様に御来場いただき、産業PRコーナーや参加型体験コーナーのほか、子供たちによるダンスパフォーマンスや本町出身のアーティスト、AYATOさんによるスペシャルステージを披露していただくなど盛りだくさんの内容で、幅広い年代の方々にお楽しみいただきました。

また、今年で5回目の開催となる利府ラリー2025を同日開催し、今回から葉山グラウンドのコースに観戦できるギャラリーステージを設置したことにより、迫力のラリーを間近で観戦いただくことができ、例年以上の盛り上がりとなりました。

次に、高齢者の新たなチャレンジを応援する、10月1日から高齢者セカンドライフ応援事業の募集を開始いたしました。本事業は、高齢者の生きがいがづくりや心身の健康増進を図るため、65歳以上の方を対象に、新たな資格取得等に要する費用に対して助成金を交付するものであり、現時点で8件の申請をいただいております。

今後も、多くの皆様に充実したセカンドライフを送っていただくための一助となるよう、積極的に事業の周知を図るとともに、生き生きとした地域社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

続いて、子育て支援に関してですが、9月6日に赤ちゃんハイハイレースの開催に合わせて、利府町産業振興協議会に加盟している89の企業とともに、ベビーファースト活動合同宣言式を行いました。子育てと仕事の両立に優しい職場環境をつくるベビーファースト活動をさらに推進してまいります。

次に、文化振興に関してですが、令和3年7月に開館いたしましたリフノスの来館者数が10月17日に100万人を達成いたしました。当日は記念セレモニーを開催し、記念すべき100万人目の来館者には町の特産品などの記念品を贈呈いたしました。

今後も、本町の文化振興の拠点として多くの方が集い、安らげる場となることを願うとともに、町民の皆様が文化や芸術に親しむ機会を積極的に創出してまいります。

続いて、教育振興に関してですが、「町はひとつの学校」を理念に掲げる「利府町志教育」の一環として、11月10日から14日までの5日間、利府町キャリアシップ事業を実施いたしました。町内中学校の2年生365名は、役場や町内企業等において職場体験実習を行い、受入れ事業所の御協力により、日頃経験することのできない貴重な体験をすることができました。

今後も、学校、企業、行政などの連携を強化し、本町の将来を担う子供たちの学びを支援してまいります。

最後に、町の最上位計画である総合計画の中間見直しを行うため、10月20日から11月17日までの5回にわたり地域懇談会を開催いたしました。「これからの利府町に必要なこと」をテーマにワークショップを行い、本町の強みや課題、解決策について大変貴重な御意見をいただきました。

いただきました御意見につきましては、中間見直しの参考にさせていただき、総合計画に掲げるスローガン「もっと先へ、チャレンジ利府～みんなの夢がかなうまち～」の下、引き続き戦略的なまちづくりに取り組んでまいります。

以上は要点のみであり、その他の主な事業等については別紙のとおりでございますので、御覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

なお、本日の日程については、お配りしております議事日程の順に進めてまいります。

日程第 3 報告第 9号から

日程第22 議案第72号まで

○議長（鈴木忠美君） 日程第3、報告第9号専決処分の報告についてから、日程第22、議案第72号町道の路線廃止についてまで一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております報告1件、承認1件、議案18件について順次御説明申し上げます。

初めに、**報告第9号専決処分の報告について**でございますが、今年の8月1日午後1時40分頃、利府第二おおぞら幼稚園の駐車場内において、職員が公用車を駐車場へ入庫する際、車両がフェンスに接触し、損害を与えたことについて、町の負担割合が10割の内容で相手方と和解したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

なお、この損害賠償については、全国自治協会の自動車損害共済事業により全額補填されることとなっております。

次に、**承認第2号専決処分の承認を求めることについて**でございますが、今年の9月18日に、しらかし台中学校の校舎内地下ピットで灯油配管から漏油と水道管からの漏水が発生したため、その復旧等に係る経費について緊急執行を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度利府町一般会計補正予算を専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

次に、**議案第55号利府町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例**でございますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部が施行されたことに伴い、乳

児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」が市町村の認可事業に位置づけられたことから、児童福祉法の規定により、当該事業の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

なお、「こども誰でも通園制度」につきましては、全ての子供、子育て世帯を対象とする支援の拡充などを講じるため、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子供を対象とした新たな通園給付制度として創設されたものであり、令和8年度から新たな給付制度として全国の自治体で実施されるものであります。

次に、議案第56号利府町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例でございますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部が施行されることに伴い、新たに乳児等のための支援給付制度が開始されることから、子ども・子育て支援法の規定に基づき、当該事業の運営に関する基準を定めるものであります。

次に、議案第57号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第58号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

今年の8月に、民間給与との給与格差の是正を求める令和7年人事院勧告が示されました。この人事院勧告制度は、労働基準基本権が制約されている公務員の代償措置として、官民の給与水準の均衡を基本とするものであり、総務省におきましては、地方公務員法の給与決定原則に基づき、地方公務員の給与改定については、国家公務員の給与改定を基本として適切に見直しを行う必要があるものとしております。

このことから、近隣市町村においても、おおむねこの勧告どおり給与改定を行う予定であり、これらを総合的に勘案し、所要の改正を行うものであります。

議案第57号の改正の内容としましては、民間との格差是正のため、若年層を中心とし、全ての一般職を対象に給料月額を今年の4月まで遡り、平均で3.3%、12月の期末・勤勉手当支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げ、年間支給月数を4.65月とするものであります。

また、議案第58号の改正の内容としましては、町長、副町長、教育長の給料月額についても同様に人事院勧告に倣い、4月まで遡り2.8%引き上げるものです。

なお、本改正に当たりましては、先月、利府町特別職給料等審議会を開催し、適当である旨の答申をいただいております。

また、議会議員、町長、副町長、教育長の12月の期末手当支給月数を0.05月引き上げ、年間

支給月数を3.5月とするものであります。

次に、議案第59号利府町児童厚生施設条例の一部を改正する条例でございますが、町内に8か所ある児童遊園のうち、赤沼児童遊園について、松島海岸インターチェンジの改修工事に伴い、宮城県道路公社に用地を売却することから、児童遊園を廃止するために改正を行うものであります。

次に、議案第60号利府町議会議員及び利府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例でございますが、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成にかかる費用について、公費で負担することができる限度額を引き上げられたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第61号令和7年度利府町一般会計補正予算でございますが、第1条につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に6億2,321万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を167億639万7,000円とするものあります。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、議会広報紙印刷業務事業をはじめとする74件を追加するものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、企画部長から補足説明させますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第62号令和7年度利府町国民健康保険特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に580万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億7,362万円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入の主なものでございますが、6款繰入金につきましては、財源調整のため財政調整基金繰入金の増等により571万1,000円増額するものであります。

3ページを御覧ください。

歳出についてでございますが、1款総務費につきましては、給与改定等に伴う人件費の増により368万円増額するものであります。

7款諸支出金につきましては、過年度分国庫支出金等の精算に伴う償還金の増等により212万1,000円増額するものであります。

4ページをお開きください。

第2表債務負担行為につきましては、特定健康診査等業務事業をはじめとする3事業を設定

するものであります。

次に、議案第63号令和7年度利府町介護保険特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に310万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億4,108万8,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入についてでございますが、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金及び7款繰入金につきましては、介護保険事業費補助金等の交付見込額の増に伴い、それぞれ増額するものであります。

3ページを御覧ください。

歳出の主なものについてでございますが、1款総務費につきましては、介護保険システム改修委託料の増額等により239万3,000円増額するものであります。

5款地域支援事業費につきましては、高齢者の居場所づくり活動支援事業申請団体数の増加等により40万5,000円増額するものであります。

4ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正につきましては、一般介護予防業務事業をはじめとする5事業を追加するものであります。

次に、議案第64号令和7年度利府町水道事業会計補正予算でございますが、第2条収益的支出の補正につきましては、人件費の調整により125万2,000円増額するものであります。

第3条資本的収入及び支出の補正の収入につきましては、開発負担金の実績見込みにより500万円増額し、支出につきましては、人件費の調整により197万1,000円増額するものであります。

第4条債務負担行為につきましては、水道会計システム賃貸借事業をはじめとする3事業を設定するものであります。

次に、議案第65号令和7年度利府町下水道事業会計補正予算でございますが、第2条の収益的支出の補正につきましては、人件費の調整により69万3,000円増額するものであります。

第3条の資本的支出の補正につきましては、人件費の調整により77万3,000円増額するものであります。

第4条債務負担行為の補正につきましては、土木積算システム賃貸借事業をはじめとする2事業を設定するものであります。

次に、議案第66号製造請負契約の締結についてでございますが、本事業は町立菅谷台保育所

における給食調理業務について、安心安全でおいしく、かつ質の高い給食を安定的に提供する体制をつくり、より効果的な保育所事業を行うため委託するものであります。

本契約に際しましては、公募型プロポーザル方式により、選定委員会の審査結果に基づき相手方を決定しており、契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めらるものであります。

次に、**議案第67号工事請負変更契約の締結について**でございますが、本契約は今年の6月定例会において議決をいただきました新中堀新川崎線舗装工事について変更を行うものであります。

主な変更の理由でございますが、将来交通量の増加を考慮し、現道との交差点部の舗装の打ち替えを増工するほか、精算に向けた調整を行うものであります。

次に、**議案第68号指定管理者の指定について**でございますが、来年の4月1日から3年間、特定非営利活動法人利府町観光協会を利府町コミュニティセンターの指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めらるものであります。

次に、**議案第69号指定管理者の指定について**でございますが、来年の4月1日から5年間、共同企業体利府みらいクリエイティブを利府町文化交流センターの指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めらるものであります。

次に、**議案第70号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について**でございますが、組合役員及び議会議員に対して報酬を支給するため、組合理約を変更することについて、宮城県市町村職員退職手当組合長から協議がありましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めらるものであります。

次に、**議案第71号町道の路線認定について**でございますが、22路線を町道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めらるものであります。

この22路線の詳細についてでございますが、金沢団地の10路線につきましては、土地区画整理事業により新設された路線であり、土地区画整理法第106条第2項の規定により移管される予定であります。

野中沢21号線につきましては、生活道路整備事業として新たに整備したのあります。

なお、他の11路線につきましては、開発行為により新たに整備された路線であり、都市計画法第40条第2項の規定により帰属される予定であります。

次に、議案第72号町道の路線廃止についてでございますが、土地区画整理事業において新たに金沢団地P5-1号線を整備したことから、神谷沢団地12号線を廃止したいので、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提案いたしております報告1件、承認1件、議案18件でございますので、慎重審議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（鈴木忠美君） 次に、議案第61号令和7年度利府町一般会計補正予算について補足説明を求めます。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） おはようございます。

それでは、議案第61号令和7年度利府町一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

2ページから4ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

5ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正につきましては、別にお配りしております一般会計補正予算補足説明資料にて御説明いたします。

補足説明資料の1ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正につきましては、複数年で実施する業務や、令和8年4月1日から業務を開始するため、今年度中に契約行為を行う必要がある事業として74件の事業を追加しております。

主な新規事業につきまして御説明いたします。

ナンバー4、総合情報システム（標準化対応基幹系）賃貸借事業と、ナンバー5、標準化対応基幹系システム大量帳票作成処理業務事業につきましては、標準化に対応した基幹系システムの賃貸借や、関連する帳票類の作成及び計算処理を実施するため追加するものであります。

3ページを御覧ください。

ナンバー28、町民バスキャッシュレス決済支援事業につきましては、利用者の利便性向上を図ることを目的として、町民バス運賃のキャッシュレス決済を導入するため追加するものであります。

4ページを御覧ください。

ナンバー50、しらかし台小児童クラブエアコン設置事業につきましては、しらかし台小児童クラブのエアコン2台が経年劣化に伴う不具合により入替えが必要なため、追加するものであ

ります。

5ページを御覧ください。

ナンバー64、町営駐車場管理等業務事業につきましては、町営駐車場の収納業務及び発券機、精算機等の賃貸借、警備管理等を継続的に業務委託するため追加するものであります。

6ページを御覧ください。

ナンバー66、館山公園駐車場整備事業につきましては、館山公園の来園者の利便性向上を図ることを目的とし、駐車場の増設を行うため追加するものであります。

その他の事業の補正理由につきましては、それぞれ記載のとおりとなっております。

次に、補正予算書に戻りまして、12ページを御覧ください。

初めに、歳入であります。17款1項1目1節社会福祉費負担金6,749万5,000円につきましては、障害福祉サービスの利用者数や更生医療費、療養介護費が増加していることから増額するものであります。

同じく、3節児童福祉費負担金1億4,820万2,000円につきましては、保育士等の処遇改善に係る公定価格の単価が改正されたため、施設型給付費及び地域型保育給付費負担金を増額するとともに、サービス利用者の増加に伴う障害児施設給付費等負担金の増額と、実績報告に基づき過年度分の施設型給付費及び地域型保育給付費負担金を増額するものであります。

17款1項2目2節予防接種事故対策費負担金170万5,000円につきましては、予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度の認定を受けたことから追加するものであります。

17款2項1目5節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金878万円につきましては、給付対象見込額が増加したため増額するものであります。

13ページを御覧ください。

18款1項2目1節社会福祉費負担金3,374万6,000円につきましては、国庫支出金と同様に増額するものであります。

同じく、3節児童福祉費負担金6,155万9,000円につきましても、国庫支出金と同様に増額するものであります。

18款2項1目5節モビリティイベント開催運営事業費補助金33万1,000円につきましては、モータースポーツイベントに付随するモビリティイベント等の開催に対し補助金が交付されることから追加するものであります。

同じく、6節地域公共交通利活用促進事業費補助金250万円につきましては、利府町版m o b

i プロジェクト推進事業が補助金の対象となったことから追加するものであります。

14ページを御覧ください。

21款2項1目1節財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため3億458万円を増額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

15ページを御覧ください。

初めに、歳出全般の共通事項といたしまして、人事院勧告に基づく給与改定による人件費の調整を行っております。

19ページを御覧ください。

2款1項12目過年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費22節償還金、利子及び割引料236万2,000円につきましては、過年度分の額の確定に伴い、交付金を返還するため計上するものであります。

23ページを御覧ください。

3款1項3目障害者福祉費19節扶助費1億8,459万1,000円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、障害福祉サービスの利用者数が増加しており、現計予算では不足が生じることから増額するものであります。

25ページを御覧ください。

3款1項9目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金給付事業費18節負担金、補助及び交付金866万円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、給付対象見込額が増加したため増額するものであります。

3款2項4目子ども医療費12節委託料40万3,000円と、同じく19節扶助費3,728万6,000円につきましては、医療機関の受診者の増加に伴い増額するものであります。

26ページを御覧ください。

3款2項5目保育所費18節負担金、補助及び交付金2億3,780万9,000円のうち、負担金2億3,691万2,000円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、保育士等の処遇改善に係る公定価格の単価が改正されたため、施設型給付費及び地域型保育給付費を増額するものであります。

27ページを御覧ください。

同じく、22節償還金、利子及び割引料396万5,000円につきましては、過年度分の実績報告に

よる額の確定に伴い、負担金等を返還するため計上するものであります。

3款2項7目児童対策費22節償還金利子及び割引料2,520万2,000円につきましては、過年度分の実績報告による額の確定に伴い、交付金を返還するため計上するものであります。

28ページを御覧ください。

3款2項8目児童福祉施設費14節工事請負費202万7,000円につきましては、中央児童センターへの相談件数の増加に伴い、電話回線を増設するため計上するとともに、しらかし台小児童クラブのエアコンが経年劣化に伴う不具合により入替えが必要なため、工事の前払金に係る経費について計上するものであります。

4款1項2目予防費18節負担金、補助及び交付金91万6,000円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度の認定を受けたことから計上するものであります。

29ページを御覧ください。

4款1項5目母子健康費12節委託料224万6,000円につきましては、産後ケアサービスの利用者の増加に伴い増額するものであります。

31ページを御覧ください。

6款1項3目農業振興費12節委託料214万5,000円につきましては、熊の目撃件数の増加に伴い的確な対策を講じるため、ドローンを活用した熊の行動特性や移動経路等の把握、データの収集、分析に係る経費を計上するものであります。

同じく、18節負担金、補助及び交付金260万円につきましては、緊急的な熊対策に要する経費として、利府町農作物有害鳥獣被害対策協議会への負担金を増額するものであります。

34ページを御覧ください。

8款4項3目公園管理費12節委託料295万6,000円につきましては、熊被害の未然防止対策として、町管理の緑地にある高木等を伐採するため委託料を計上するものであります。

36ページを御覧ください。

10款1項3目学校施設費10節需用費367万円のうち360万円につきましては、熊の出没状況を勘案し、児童生徒の安全対策として、熊よけ用の鈴の購入に係る経費を計上するものであります。

37ページを御覧ください。

10款2項3目学校施設費14節工事請負費360万円につきましては、説明欄に記載の改修工事費

用を計上するものであります。

39ページを御覧ください。

10款5項1目学校給食施設管理費18節負担金、補助及び交付金478万4,000円につきましては、米の価格高騰により掛かり増し経費が発生したため、利府町の負担分を計上するものであります。

10款5項2目学校給食費10節需用費1,291万4,000円につきましては、食材価格の高騰により現計予算では不足が生じることから、賄い材料費を増額するものであります。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、提案理由及び補足説明を終わります。

ここで若干休憩させていただきます。再開は10時55分とします。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23 一般質問

○議長（鈴木忠美君） 日程第23、一般質問を行います。

本定例会に通告されたのは8名であります。通告順に発言を許します。

9番 浅川紀明君の一般質問の発言を許します。浅川紀明君。

〔9番 浅川紀明君 登壇〕

○9番（浅川紀明君） 9番 会派高志会、浅川紀明です。

今回は教育関連と、それからスポーツ振興の2つについてお伺いします。

なお、教育関連については本来、たくさん問いただきたいことがあったんですけども、今回は半分のみ、また3月の定例会で残り半分をお伺いします。

それでは、一般質問通告書を読み上げます。

9月に教育委員会から各議員に配付された利府町教育委員会事務事業点検・評価報告書と「令和7年度教育要覧－利府町の教育」を拝読しました。それに関連し、2つ質問します。

なお、お手持ちの資料、傍聴者の方もそうですけれども、お手持ちの一般通告書の最後のほ

うに関連の文書が添付されておりますので、それを御確認いただきたいと思います。

質問1、教育要覧の22ページ「利府町の志教育」には、「柱の3シップ」「支える2シップ」とあり、ブラザーシップなど5つのシップについて記述されています。この〇〇シップというものは造語であるため大変分かりづらく、理解しにくい状態となっています。辞書にない言葉です。私も議員になって初めて目にしました。

例えば、ブラザーシップとは、辞書にないからAIに尋ねたんですが、兄弟のような仲間意識、連帯関係という意味ではないかというような回答でした。そのような概念だと説明されれば何となく理解できるんですけども、とにかく一般的な言葉でないので、説明がないと分かりづらいという状況です。

こうした造語の使用をやめ、分かりやすい言葉を使い、平易な言葉、大切な志教育の再体系化を図ってはどうでしょうか。

参照として、「利府町の志教育」というものを添付しております。

質問2番目、報告書の5ページに第2期教育振興基本計画があり、5つの目標が記述されています。志教育、学力向上、地域連携云々と5つあります。これも添付文書がありますので、御確認いただきたいと思います。目指す目標が明確であって、非常に分かりやすいです。その第1目標に志教育があります。

一方、1番目の質問で記述した教育要覧の「利府町の志教育」には、「スクールシップ 学力向上」「コミュニティシップ 地域協同」などがあり、先ほどの第2期教育振興基本計画の「目標2 学力向上」や「目標3 地域連携」とダブって記載されています。両者の関係性が分かりづらいという状況です。

具体的に言うと、基本計画には5つの目標が並列的に書いてある。ところが志教育には、1番目の志教育の下に、その他の目標が、下部的な主従の関係というか、下部概念として書いてあるということで、分かりづらい状況になっています。どのように理解したらいいのか説明願います。

大きな質問の2番目、11月1日に町内3つの中学校で小学生を交えた「十符っ子の日ー感謝と誓いの集い」が同時開催されました。これは、小中学生の代表が親や地域の方々に感謝し、自分の夢や希望、目標を発表する行事ですが、発表者の選考はどのようになされたのか伺います。

3番目、小学生、中学生のAI活用を制限すべきか否かについて伺います。

他県の例ですけれども、小学生が作文や読書感想文の宿題にAIを活用し、小学生と思えないような、洗練され、脈絡の整ったものが提出されてくるということです。

児童生徒の思考力発達を阻害し得るAIの活用をどの程度制限し、逆に言えば、どこまで許容するのか、その制限や許容に当たっては具体的にどのようにするのか、見解を伺います。

最後、スポーツ振興のためのスポーツ団体等への後援・支援について。

先般、町民プールで、2025十符の里水泳競技会が開催されました。驚いたことに、地元利府町で開催され、後援として利府町教育委員会、スポーツ協会の各団体が名を連ねているにもかかわらず、町内からの参加者は、全参加者87名中、たった5名でありました。極めて少なく、非常に残念な状況でした。ちなみに、昨年度も同様な状況だったと聞いています。スポーツのまち利府町を宣言している当局としても、この事実を知れば残念に思うと拝察します。

そこで、質問1番目、町内の水泳人口は決して少なくないと思うが、参加者が少なかった原因をどのように考えるか。

2番目、スポーツのまち利府町を具現化しているのは、町内の各種スポーツ団体であると考えます。それらの団体が主催する大会等を町として後援、支援するに当たり、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いします。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問に対し、当局、答弁願います。1の教育全般については教育部長、スポーツ振興のためのスポーツ団体等への公園・支援については町長。初めに、教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 9番 浅川紀明議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の教育全般についてお答え申し上げます。

まず、（1）①の、造語の使用をやめ、大切な志教育の再体系化を図ったらどうかについてでございますが、平成15年1月に、町の全ての子供たちが明るく健やかに暮らせるようになるための子供と大人の基本的な目標として子ども憲章を制定し、子供たちが主体的に生きていくことや、大人が子供の自主性を尊重し支援していくことを明確にしたところです。

この子ども憲章の具現化のため、平成17年に町内の小、中、高校など11校で十符っ子ブラザーシップを立ち上げ、平成19年には各中学校単位で、小中学校が緊密に連携して学力向上を目指すスクールシップ、平成22年には中学2年生での職場体験を含むキャリアシップをスタートさせ、現在は「町はひとつの学校」の理念の下、5つのシップで構成された利府町独自の志教育に取り組んでおります。

また、学校、家庭、地域、行政が一体となり、人や社会との関わりの中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考え、将来の社会人としてのよりよい生き方を探求する児童生徒の育成を目的とし、それぞれのシップにおいて事業を実施しております。

分かりづらいという御指摘ではございますが、本町ではそれぞれのシップの名称は既に根づいており、教育行政の基礎となっているものであります。今後も町ぐるみで守り発展させていくこととしておりますので、再体系化については考えておりません。

次に、②の、報告書と教育要覧でダブって記載している内容について、両者の関係性をどのように理解したらいいかについてでございますが、本町独自の志教育は、「町はひとつの学校」という理念の下、5つのシップがつながりを持って構成されております。

本町の第2期教育振興基本計画の策定に当たりましては、宮城県の教育振興基本計画の目標を参酌し、5つの目標を掲げておりますが、1つ目の「高い志と思いやりの心をもつ、心身ともに健やかな十符っ子を育む」という目標には、健全育成や学力向上、人間形成など5つのシップから成る利府町独自の志教育が含まれており、それを踏まえた上での志教育という目標の名称となっております。

5つ全ての目標において、本町の志教育は密接な関係にあり、不可分なものであると考えております。

次に、（2）の「十符っ子の日ー感謝と誓いの集い」に係る発表者の選考についてでございますが、議員御承知のとおり、十符っ子の日は小中学生の代表が親や地域の方々に感謝し、自分の夢や志、目標を発表する行事でございます。御質問の発表者の選考につきましては、各学校が行っており、児童生徒の実態を把握している教職員が適時適切な方法で選考しております。

次に、（3）の小中学生、中学生のA I活用についての制限や許容についてでございますが、御指摘のように、不適切なA I活用は、児童生徒の発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意する必要があります。特に、作文や読書感想文については十分な指導が必要であると考えております。

一方で、生成A Iは人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具にもなり得ることから、足りない視点を見つけて議論を深めるなど学びの助けになる側面もあります。利活用に当たっては、リスクや懸念に対策を講じる必要があるため、児童生徒に対しては、安全性を考慮した適正利用についての指導を進めてまいります。

なお、文部科学省による生成A Iの利活用に関するガイドラインが公表されておりますので、

内容を参考にしながら、安全で効果的な生成A Iの利用について、本町の規定についても整理してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 次に、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 9番 浅川紀明議員の御質問にお答えいたします。

第2点目の、スポーツ振興のための団体等への後援・支援についてお答え申し上げます。

まず、（1）の水泳競技会への参加者が少なかった原因についてでございますが、大会の主催者である利府町水泳協会が、開催日時や参加者の募集方法なども含め、当該競技会の一切の企画運営を行っておりますので、町民の参加者が少なかった原因について、町としては把握しておりません。

しかしながら、主催者からの要望や相談があった場合には、これまでも、より多くの町民が参加できるような方策について、可能な限りの支援や助言等を行ってまいりましたので、引き続き町内のスポーツ団体が主催する大会等が有意義なものとなるよう努めてまいります。

次に、（2）の町内の各種スポーツ団体が主催する大会などへの町の後援・支援への取組についてでございますが、これまでも施設利用等における減免措置や補助金支出のほか、団体からの掲載依頼と広報紙掲載のタイミングが合えば、広報紙の「インフォメーション（みんなの広場）」コーナーを活用し、参加者の募集や催しの掲載を行っております。

今後も、広報紙でのPR支援を行っていくとともに、先進自治体の取組状況などを参考に、SNS等を活用した情報発信の可能性について調査してまいります。

議員御質問のとおり、スポーツのまち利府を掲げる本町において、町内の各種スポーツ団体の取組や活躍は、本町のスポーツ施策の一助となるものでありますので、部活動の地域移行も見据え、より一層連携を密にし、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） それでは再質問します。

まず、1番目の質問、教育全般の中の1番目です。私が問題意識を持っているのは、言葉が造語なので分かりづらいということなんですけれども、その前に一つお断りしておきます。私は、「町はひとつの学校」という理念、これはすばらしいことだと思います。それを否定するつもりは全くないです。ただ、それを実行するに当たって、より平易な分かりやすい言葉を使わないと、育てられる側の子供に理解できないのではないかと、そういうことを危惧するわけです。

例えば、先ほどの町長の行政報告でも、キャリアシップというものが先般行われたと。利府のいろんな企業に職場体験したと。キャリアシップ、イコール、職場体験という意味なんだと思うんですが、しかし実際に見てもらいたいですけれども、添付している「利府町の志教育」というものを書いてあるキャリアシップとは、人間形成という言葉が日本語として書いてあるんですね。簡単に言えば、やっていることは職場体験です。いろんな経験を積んでもらうと。学校の勉強だけではなくて、民間の実情も、将来大人になってから対応できるように経験を積んでもらうと、いろんな気づきを得てもらおうということなんだと思うんですが、言葉の採用に、〇〇シップという言葉を使うがために実態に合わない、理解しづらいと感じます。

例えば、端的な例で言います。私はこの前、2人の中学生に、志教育に
書いてある〇〇シップという言葉について意味が分かるかと聞いたら、よく分からないと回答した。たまたま理解力が不十分な子だった可能性もありますけれども、そもそも〇〇シップという言葉が英語のようできて、英語でない。造語なんです。辞書にない。だから、非常に概念として分かりづらいと。

町長にお尋ねします。町長は昔、若い頃に英語の先生だったと承知しております。町長就任前に、こういう〇〇シップという言葉が使われ始めたと思うんですが、就任後、この言葉を聞いて違和感を感じなかったでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 御質問ありがとうございます。シップについては、違和感は感じておりません。パートナーシップとか、シップということも使われておりますし、または何々シップ自体、たとえ造語であっても、それが市民権を得られているのであれば、私は言葉として認識できるのではないかと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 〇〇シップという、名詞にシップという接尾語をつけることによって、抽象的な概念を表す言葉になっているんですね。その中で、町長の言われたように、パートナーシップだとかフレンドシップ、これは英語の言葉です。分かるんですけれども、例えば、さっきも言ったように、キャリアシップと言ったら、職場体験だとすれば、本当はワークエクスペリエンスとか、そういう言葉が適切なんです。キャリアシップ、私は初めて聞いたとき、分からなかったです。何だろうと。

あるいは最後の言葉で、チャイルドシップという言葉がありますけれども、説明書きの中に

は、次世代育成という日本語が添えられていて、よくよく見ると、幼稚園、小学校、中学校、高校の上下間の学校間の連携だと。チャイルドという言葉から連想する意味と、それから補足的に書いてある次世代育成という言葉、それから実態としてある上下間の学校の連携というのが全然すつと腑に落ちない。そういう状況です。

何度も言いますけれども、子供に理解できるような平易な言葉を使わないと、幾ら大人が何か格好いいハイソな言葉を使って体系化を図っているやに見えることをやっても、実態として成果は上がらないのではないかと懸念します。もう一度見解をお伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

先ほど答弁で申しましたように、何々シップという名称は、本町では根づいているものと認識はしておりますが、分かりづらいであるとか、それから造語であるとかという御指摘がございましたが、この5つの名称を教職員は当然理解をしながら指導しているところでございますが、子供たちに対して、この5つの言葉を無理やり覚えさせてくださいということは、こちらからは言ってはおりません。言葉以上に大事なものは指導の中身だと認識しております。

本町では、この5つのシップの中身が脈々と根づいているので、言葉自体が、当然全ての児童生徒にきちんと言ってもらえれば、それにこしたことはないのですが、それよりも中身のほうが大事なのではないかなと認識はしております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 私も、中身が大事だということについては全く同感です。ただ、その中身を表す言葉が、より適切な言葉でないと、なかなか成果につながらないのではないかと思うんですね。

例えば、スクールシップという言葉があります。これまでも言われていました。学力向上という補足説明がありますけれども、よくよく見ると、学校間の連携を言っているんだなというように思います。だから、中身、学力向上、スクールシップ、何を言いたいのかというと、学力向上か。学力向上だけれども、学校間の連携とどうつながるんだろうなと、すつと落ちません。

何を言いたいかというと、繰り返しですけれども、中身が大事なことは分かるんです。それはいいんですよ。だから、中身に合わせた適切な表現を使わないと駄目だと言っているんです。

例えば、英語ネイティブのALTというんですか、補助教員の方がいますよね。アシスタント・ランゲージ・ティーチャーというんですか、ALTの方に聞いてみていただきたいと思うんですね。キャリアシップ、スクールシップ、コミュニティシップとか分かるかと。多分分からないと思いますよ。

よく多用される言葉で、ブラザーシップ。私も5つのシップの中で、ブラザーシップが一番よく耳に入るんですけども、ブラザーシップというものも最初に聞いたとき、何だろうなど。ただ、この言わんとすることは何か分かるなど。仲間同士の連帯とか、兄弟のような連帯意識、そういう概念なんだろうと思うんですが、実際に、でも、それを表す適正な言葉としてはブラザーフッドですよ。誰が聞いても分かる。辞書にある言葉だし、一般的な言葉ということで、適正な言葉を使った修正が必要なのではないかと思います。もう一度見解をお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 5つのシップの名称の変更については、現在は考えておりませんが、例えばスクールシップがなぜ学力向上なのか、ストレートにつながらないという御指摘がありましたけれども、学校間の交流がなぜ学力向上なのか。例えば、学力向上のために、とても必要に、大事になってくるものが、日々の1時間、1時間の授業になるかと思えます。教職員の授業力向上が、子供たちの学力向上にもつながる。

そして、このスクールシップ、各中学校区ごとに3校が連携し合って取り組んでおりますが、教職員が時間の都合が合えば、それぞれお互いの学校の授業を見て、学ぶべきところを学び、そして、それを自分自身の授業の改善に役立てていく。それが最終的には、子供たちの学力に結びつく。

それから、研修会も行っております。お互い情報交換をしながら、例えば中学校教員は小学校の教員に対して、この教科は小学校ではどの程度までやるのかとか、どの程度まで中学校から深めていったらいいのかとか、そういうお互いの情報交換をして、小中の連携が授業においてうまくいくような情報交換をしたり、それから子供たちは、夏休みに中学生が小学校に出向いて算数の補助をするといいますか、小学生が分からないところを教えたりとか、そのような取組もしております。学校間での連携というものは、そのような意味でもございます。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 丁寧な時間をかけた説明をしていただいたんですけども、そう言われ

ると分かるんですが、スクールシップという言葉から捉えられる、イメージするものが学力向上、何なんだろうなど。各学校間の連携によって、いろいろ助け合って、研修も、し合って、学力向上を支えていく、支援していくんだと、そう長々と説明を受ければ、そうですかということなんですけれども、一言で、端的な言葉で表したときに、スクールシップというものは適切でないと思います。

部長の頭の中には、長年そうやってきたものが根づいているんだという思いもあるかもしれませんが、肝腎な子供、あるいは新人の、新しく着任したばかりの先生、不慣れだと思いますよ。何を言っているんだろうと。

もう一度言いますけれども、ALTの方に尋ねてください。スクールシップとは分かるかと。言っているものが、学校間の連携であれば、インタースクール・コラボレーションだとか、インタースクール・パートナーシップとか、そんな言葉になると思いますけれども、わざわざ英語に表すことなく、学校間の連携という言葉で済むと思うんですよね。

だから、シップにこだわらず、何か格好いいですよ、シップという言葉を使うと。ただ、意味が分からない言葉を使ってもしょうがないので、もう一度、本来何のための志教育の体系化なのかという原点に立ち返って、適切な表現を使われるように改善をお願いしたいと思います。

次の質問に行きます。（2）の十符っ子の日に関連してお伺いします。

答弁いただいて、私は選考要領、発表者の選考をどのようにやったのかという問いかけに対して、選考は各学校が行っており、教職員が適時適切な方法でやっているということなんですけれども、もう少し具体的に、私が問いかけていることは、例えば学校ごと違っていると、選考要領も違うかもしれないんですけれども、どういうやり方で選考しているのか。選考に当たって、どういう手順でやったのか。そういったことを教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

各学校によって当然違いはあるのですが、大まかなことで言いますと、小学校6校に关しましては、子供たちに作文を書く時間を設定して、そして、そこから代表者を選んでいるというのが、全ての小学校はそのようにしております。中学校は、年度によっても違うのですが、改めて十符っ子の日のために時間を取って作文を書かせるということはしていないというのが現状です。ただ、例えば道徳であったり、学級活動であったり、総合であったり、日々の指

導の中で、生徒の将来の夢であったり、思いであったり、考えを書かせたり、発表したりしていると。そういう積み重ねを日々の指導の中でしているので、あえて1時間を取ってというのは、授業時数の関係もあるようで、小中学校ではそのような違いはございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 分かりました。小学校は、小学5、6年生については作文を書かせて、自分の夢や目標を明確に頭の中で整理させていると。中学生は、時間の関係も、そうはできなかったということなんですが、なぜこんな質問をしたかということ、私はてっきり、小学生は5、6年生ですけれども、小中学生を対象に自分の夢や目標を原稿用紙1枚でもいいから書かせて、それで自分の目標を明確にさせると。そういう行為を経た後、それから先生が選んだのかなと思っておりましたけれども、実際に、念のため 校長先生に伺ったところ、あんまり明確な答えが得られなかったもので、ちょうどたまたま学校から行事が終わって家に帰る途中に中学生3人の方と出会ったので、中学生に聞きました。今回発表した人は全てよかったんですけれども、そもそも発表者はどのように選ばれたのかと聞いたら、先生が選んだと。ちなみに、作文かなんかを全員書かせた中から、先生が発表者にふさわしい人を選んだのかと言ったら、そういうことはない。先生が、ふだんから接していて、よさそうな人を選んだということでした。

この前、実は、 別件で授業参観に伺って、タブレットを活用した授業状況ということもちょっと現場で確認したいなと思って、授業参観に伺った際に、校長先生と再度その辺のやり取りをしたところ、その日は明確な回答はなかったんですけれども、授業参観のときは、私が今申し上げたようなことでした。

何を言いたいかというと、せっかく十符っ子の日という素晴らしい行事をやっているわけなので、単に先生が選んだ、どっちかという優秀な生徒の発表を聞いて、気づきを得るだけではなくて、やっぱり自ら、原稿用紙たった1枚でもいいから、自分の夢や目標を明確に頭の中で整理させる行為をさせて、そういうことで教育の実を、効果を上げるべきなのではないかなと思うんですね。ちなみに、この件は、 校長にも、その場で提案したところであります。

私も、もし学校関係者であれば、何か行事を成功裏に終了させたいために、よさそうな、発表にふさわしいような子を先生が一方的に選んで、時に事前指導もして、行事として、言葉は

悪いんですけども、見てくれのように、体裁を繕うようなことも考えるかなと思います。私が学校関係者であればですね。

ただ、本当に子供の、十符っ子の日にふさわしい、夢や目標を明確にさせるということを教育目的に掲げるのであれば、一步進んで、全員にやっぱり作文を書かせることが必要だと思います。いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、年間を通して、日々の授業の中で折に触れて、目標や将来の夢等については指導はしている。そして、たとえ全員が十符っ子の日に向けて、十符っ子の日のために全員が書かないとしても、必ず学校では行事が終わるごとに振り返りをさせます。その振り返りの用紙の中で、今日の十符っ子の日の発表はこうだった。そして、自分はこれこれこうだというふうに、自分の将来の夢と関連づけて書いてくる子が、私の経験上、非常に多いと認識しております。

ですから、それを振り返り等で補填というとおかしいですけども、そのように捉えております。

○議長（鈴木忠美君） 町長、よろしいですか。さっき、手を挙げたけれども、いいですか。よろしいですね。今ここで、私と町長だけの話になると、ちょっとあれなんですから、それを発表するならマイクで話してもらいたいですね。よろしいですね。

浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 教育部長の考えもよく分かりました。また実際、そのようにされていると。さはさりながら、もし中学生において時間的余裕があれば、やっぱり書くことによって頭も整理できるので、そういった作文を書かせるという時間も取れたら取っていただければ、さらに教育効果が上がるのではないかと。十符っ子の日の目的達成にかなうのではないかと考えますので、御検討お願いしたいと思います。

次に、AIについて、先ほどの答弁では、AIの適正な利用について指導を進めるとありました。また、文科省のガイドラインも示されていると。そういったものを参考に、本町の規定について整理していきたいということなんですけど、私が問うていることは、まさにその指導をどのようにされるんですかと、それをお伺いしたかったんです。適正利用について指導を進めるとのことなんですけれども、その指導は具体的にどのようにするんですかと。

さらに、補足的にお尋ねしますけれども、文科省のガイドライン、どのような内容なのか。それから、本町の規定について整理していききたいということだったんですけれども、何らかの規定が既にある、それをさらに整理、拡充するのか。あるいは全くなくて、これからつくるのか。そういったことについてもお伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） それでは、文科省が示しているガイドラインについてなのですが、例えば教職員による活用例であったり、幾つかの活用例が文科省から提示されております。例えば、授業の準備に関わる活用例であったり、それから学校の運営に関わる活用例であったり、具体的なものが示されております。

例えば、授業であれば、児童生徒による授業の感想を書かせることがよくありますが、その集約を行うとか、それから公務であれば、時間割、授業時数の案を作成するとか、そのような具体例がございます。

それから、児童生徒の活用例として考えられるものが、答弁の中でも関連することを言いましたけれども、例えばグループの考えをまとめる、アイデアを出す活動の途中段階で、一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見つけ、議論を深める目的で活用する。この辺は活用が考えられるものとして明示されております。

逆に、不適切と考えられる例としては、これも答弁で申しましたが、各種コンクールの作品やレポート、小論文等について、AIによる作成したものをそのまま自己の成果物として提出するなどは、当然不適切な具体例として掲載されております。そのような文科省が提示しているガイドラインを参照しつつ、町の規定もまだ当然手つかずの状態ではございますので、AIに関しましては今後行っていかなければならないかなと思います。

各学校においては、文科省から提示されているものを見ながら、参考にしながら、対応について進めているところでもございます。町としても早急に取り組んではいきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） よく分かりました。具体的な指導についてもお伺いしたんですけれども、文科省のガイドライン等を参考にやっていくんだということでありました。

特に、例えば夏休みの宿題など親が手伝うということはよくあることだと思うんですね。た

だ、まるっきり親が丸抱えしたり、A Iに丸投げしたりという、子供の頭の成長に害があるばかりで役に立たないということは御理解いただけると思うんです。A Iの活用は、ちょっと調べるだとかはいいいんですけれども、丸投げさせては駄目だと。しかし、丸投げするなということの子供にどう指導するのか。そういったことをちょっとお伺いしたかったんです。

もう少し踏み込んで言うと、例えば夏休みの、夏休みに限らず、読書感想文だとか、作文を書かせて、そうしたら、それぞれの子供が提出してきたと。よさそうなものを選んで表彰したら1位になった、あるいは2位になった、3位になった入選作品は全部A Iが作ったものだと。後で本人が子供同士の会話の中で、俺1位になったけれども、入選したけれども、あれはA Iに書かせたんだぜなんていうことが分かったら、本当に評価の在り方についても問題視されるかと思うんですね。

一番大事な問題は、子供の成長の阻害になると。A Iの利用は必要ですし、今後どんどん活用していかなければならないと思うんです。ただ、丸投げさせては駄目だと。しかし、子供に丸投げするなよと言ったところで、本当にそれが実行されるかという担保が得られない。どのようにされたらいいかと、それを問うたわけです。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

それは具体的な、教員が子供たちに対してどのような投げかけをしていくかという捉えでよろしいでしょうか。教育委員会としては、学校に対して当然指導したり、助言したりということはありますけれども、町としての規定は、あくまでも大枠であって、文科省のガイドラインもそうなんですけれども、それぞれの学校における子供たちへの指導の仕方というか、具体的な、どんな言葉を投げかけて、どんなことを言っていくのかというのは、そこはやっぱり学校ごとに裁量といいますか、自主性や独自性というものがありますので、そこは校長の裁量によって変わってくると思います。

こちらとしては、やっぱりはみ出してはいけない大枠をあくまでも規定する、投げかけるというところで、細かいところまでは踏み込むことは、こちらではできないと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 子供への指導の具体例ということで、あまり踏み込めないんだというようなことで答弁があったんですけれども、子供だけではなくて、私の考えをまず言います。私は、A Iの活用を全く野放図にやらせると、とんでもないことがやがて招来すると。子供の頭

脳の発達を阻害する事態にもなりかねない。これは全く認識は同じだと思うんです。

では、どう対策を取るかと言ったら、子供に対する指導だけではなくて、親に対してもしっかりとそういう問題意識を持たせると。先生と親、保護者との関係で、そういった問題意識を共有して、家庭におけるA Iの利用について、よく親からも指導してもらおうと。そういう家庭と学校の連携において、少なくともある程度、適正なA I利用が図られるのではないかと考えるところであります。いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

当然、学校は家庭の協力なくして成り立ちません。子供たちに指導することは、当然家庭にも投げかけていきます。例えば、具体的なことを言いますと、スマホの使い方であるとか、その辺は子供たちへの指導だけでは足りない部分もありますので、家庭へも投げかけます。やっぱり家庭の協力なくして教育は成り立たないと思いますので、そのように捉えております。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 保護者との連携もしっかりやっていくという答弁でありました。安心しました。

くれぐれも今後、例えば作文なりなんなりあったときに、絵でもそうですけれども、A I、絵も描けるからですね。同じような内容のものが提出されてきて、似たようなものは全部A Iだったとか、あるいは入選作品が全部A Iだったというような事態が発生しないように、親、保護者との連携をしっかりお願いしたいと思います。要は、そういうA Iの活用にあたってはリスクがあると。だから、親御さんとして子供の健全な発達を考えるのであれば、しっかりとA Iの利活用について丸投げすることなく見守って、指導してくださいという連携をお願いしたいと思います。

次に、スポーツ関連について移ります。

先ほどの答弁で、水泳競技会で利府町出身者の人数が少なかった原因は把握していないということでありました。私は2週間前に質問通告をスポーツ振興課長に投げたので、それで少なくともそういう状況だったんだなということは把握されたと思うんですが、原因が分からないのであれば、水泳協会にどうだったんですかと問えばいいと思うんですが、それはなかったんでしょうか。また、原因がしっかり分からなければ、単に全般的に今後ともしっかりと支援してまいります、必要な支援や助言を行いますというだけではなくて、本来の原因に対する対策

が、原因が分からない限りは打てないのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

協会が独自に開催する大会について、町が原因を究明するという必要はないものと考えますが、おっしゃるとおり後援をしておりますので、町として協会に確認をしております。その内容につきましては、競技会の、まず通常協会がやっていた子供たちの水泳教室をコロナ禍において中止せざるを得ない状況であったこと。あとはもう一つが、大会種目について変更したことということで、協会の活動または大会運営が少なからず、原因、人数が減っている要因ではないかとは聞き及んでおります。

その対策といたしましては、町といたしまして、お話に、相談を受ければ、もちろん広報紙であったり、今後スポーツ事業に特化したSNS等が発信できるのであれば、そういう形で支援をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） ありがとうございます。私が今こうやって質問しているのは、単に水泳に限った話でなく、利府町で行われている各種スポーツの振興のために、町のさらなる積極的な支援をお願いしたいという趣旨で質問しているわけなんです。今、企画部長の答弁で、単なる広報紙へのお知らせ掲載だけではなくて、SNS、公式LINEのアカウントだとか、その他いろいろあると思うんですけれども、そういったものも含めて活用しながらやっていきたいという答弁、それは非常にありがたいと思います。

私なりに今回、水泳競技会に限った話ですけれども、利府町出身者の参加者が少なかった原因の一つは、やっぱり周知不足、広報不足があったかなと思うんですね。ありがたいことに、答弁の中にもありましたように、町は、町の広報紙にこういった競技会があると掲載してくれています。また、広報とちょっと違う関係の支援ですけれども、金銭的な支援もあるし、あるいは施設の利用料の8割減免とか、そういったものも得ていると。それは、いろんなスポーツ団体共通の支援だと思うんです。

先ほど答弁の中にあつたように、広報不足が一因として、もしそういう参加者が少ないという事態を招いたことが考えられるのであれば、ぜひ今後さらに一層、今言ったような公式アカウント、その他のいろんな広報媒体を使って、こんな行事があるよ、こんなイベントがあるよ、

こんなスポーツ競技会があるよということで町民に広く訴えていただきたいと思います。

それから、教育部長にお伺いしたいんですが、教育委員会が後援と名を連ねております。教育委員会の立場で、さらなる支援ということは何か考えられますでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 教育委員会といたしましては、学校に案内のチラシというんでしょうか、パンフレットというんでしょうか、それを配布ということでの、それが支援と言えるかどうか分かりませんが、そういうことを考えてはおりますが、それ以上のことはちょっと難しいかなと思います。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） ありがとうございます。まさに私がお願いしたいことも、そういうことなんですね。単に、利府町、教育委員会が後援と、そういう名前貸し、実際、町はいろんな具体的支援もやっているんですけども、金銭的な支援も含めて。教育委員会におかれましても、単なる名前貸しだけでなく、今部長が答弁されたような、学校において、こういうスポーツ大会がいついつあるよ、参加要領はこうだよという掲示物でもいいですから、そういったものをお知らせいただくとか、あるいは、さらに言えば先生から、今度こういうものが1か月後あるから希望者はやれよとか、あるいは野球部だとか何とか、いろんな水泳部だとかあったら、こういうものがあるぞということで、関係する部に顧問の先生経由で伝えるだとか、いろいろ踏み込んで考えれば、さらなる町全体のスポーツ振興をさせるための一歩進んだ支援というものは、いろんなやり方があると思うので、よろしく御検討いただきたいと思います。何か、阿部部長、答弁を。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁、今のものに。

○教育部長（阿部昭博君） 配布であったり、掲示等は当然考えられることではありますけれども、最終的には、これも先ほど学校の裁量ということをしてA Iのところでは言いましたけれども、あとは最終的には校長の判断というものも出てきますので、その辺もちょっと頭の中に入れていただければなと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 以上で終わります。

○議長（鈴木忠美君） ここで、昼食のため休憩といたします。再開は13時ちょうどとします。

午前11時47分 休憩

午後0時58分 再開

○議長（鈴木忠美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 須田聡宏君の一般質問の発言を許します。須田聡宏君。

〔3番 須田聡宏君 登壇〕

○3番（須田聡宏君） 3番、チームリスペクト、須田聡宏でございます。本日の一般質問、どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、通告書を読んでいきたいと思えます。

質問事項の1、キャリアシップ事業について。

「町はひとつの学校」を掲げる本町は、町の地域教育力を活用して、中学2年生による職場体験学習を実施しています。

文部科学省が、生徒にとって最も効果的と推奨する5日間の実施を、町内事業所の協力の下、県内では先駆けて全中学校で実現しています。

これらの体験学習を通して、生徒たちは将来のビジョンや職業観を広げ、ふだんの生活や学習姿勢においても、いい影響が出ていると聞きます。また、家庭でも体験の内容や将来のことについての話題が増え、働くことの意義に関心が高まったというようなことも聞いております。

この事業をよりよく継続する意図で、以下の項目についてお伺いします。

（1）日数について。

①仙台市などは3から5日と、学校ごとに柔軟に設定していますが、5日間を基本とする理由をお伺いします。

②事業者からはどのような要望があるでしょうか。

③5日間で複数の事業所を体験する場合もあるかと思えます。成果についての影響はあるでしょうか。

（2）生徒たちの通勤時の公共交通機関の利用について配慮はあるでしょうか。将来的な展望も含めた所見をお伺いします。

（3）内容について。

①5日間の体験プログラムはどのように決めるのでしょうか。

②希望の職種に配属されない生徒はどの程度いますか。また、その対応策として、どのよう

に対応されているでしょうか。

③キャリアシッププラットフォームというものがあります。目的と昨年度の比較において、活用状況に変化があったかお尋ねします。

（４）生徒、保護者、事業者、学校（教員）、教育委員会、それぞれの立場による現状の負担と負担軽減に向けた方策をお伺いします。

（５）受入れ事業者への支援策や特典の拡充の可能性についてお伺いいたします。

（６）文部科学省が推進している起業体験について、学校教育と生涯教育の視点からどのような見通しでいるのかお伺いします。

大きな質問事項２、若者の起業の推進について。

町では、利府駅前の、まち・ひと・しごとステーション t s u m i k i において、定期的にマルシェを開催するなど、起業支援や相談体制の整備に取り組んでいると思います。

こうした取組に加え、起業に至る前段階として、体験的、試験的に模擬出店などを行える機会を設けることで起業を身近に感じ、挑戦できる環境を整えることが重要ではないでしょうか。

そこで、町内で既に実施されている各種イベントを活用し、起業促進の機会を創出することができないか、以下の観点からお伺いします。

（１）若者が起業体験できる場の創出について、町の方針と見解をお伺いします。

（２）若者が企画、実践する仕組みづくりについて、t s u m i k i の施設、人的資源の活用を含めた支援の方策を伺います。

（３）若者の起業体験を支援するための町の役割についてお伺いします。

（４）小中学校への参加協力依頼や連携促進はできるのかお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。キャリアシップ事業については教育部長、若者の起業の推進については町長。初めに、教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） ３番 須田聡宏議員の御質問にお答えいたします。

第１点目のキャリアシップ事業についてお答え申し上げます。

まず、（１）の日数についてでございますが、①の５日間を基本とする理由につきましては、文部科学省が作成した中学校職場体験ガイドでは、中学校段階における職場体験は連続した５日間の実施が望ましいとされております。短期間では仕事内容を覚えることが精いっぱいであり、より深い体験に至らないことが想定されることから、５日間の連続した体験は、生徒が職

場の環境に適応して、仕事の流れを理解し、職場での関係構築を含め、仕事の楽しさや大切さ、厳しさを実感する上での教育的効果が大きいものと考えております。

次に、②の事業者からの要望につきましては、集計中の受入れ事業者アンケートでは、現時点では8割近くの事業所から、実施日数は妥当であるとの回答をいただいております。

次に、③の5日間で複数の事業所を体験する場合の成果への影響につきましては、現在多くの事業所に5日間受入れいただいておりますが、中には2日から3日間の受入れを希望される事業所もございますので、2つの事業所を組み合わせる5日間の体験となるようにしております。5日間のみ受入れ事業所だけでは、全生徒の実習先の確保が困難であることから、短期間での受入れ可能な事業所にも御協力いただけるよう、できる限り同業種で組み合わせ、多くの体験ができるよう取り組んでいるところです。

次に、（2）の通勤時の公共交通機関の利用についての配慮についてでございますが、移動手段として公共交通機関や自転車、徒歩により実習先に通勤しております。そのうち、町民バスについては令和5年度から使用料免除申請を行い、無料で乗車できる減免乗車証を交付しております。

町民バス以外の公共交通機関については自己負担となりますが、生徒自身が通勤にかかる時間や手段などの課題や通勤の現状を把握し考えることができる機会と捉えております。

次に、（3）の内容についてでございますが、①の5日間の体験プログラムはどのように決めるかにつきましては、生徒の学習効果と安全性を最優先し、学校と事業所が緊密に連携し作成しております。

初めに、事業所において自社の業務内容や職場環境を踏まえてプログラムを作成していただき、担当教員との打合せにおいて、中学2年生の発達段階に対し適切であるか、危険作業など職場環境における生徒の安全の確保がなされているかなどを確認した上で決定しております。

次に、②の希望の職種に配属されない生徒の対応策につきましては、おおむね希望どおりに配属できていると考えておりますが、受入れ事業所数や人数に限りがあることから、必ずしも全ての生徒が第1希望の職種への配属とならない場合もあり、学校においては、希望どおりの職種にならなくとも様々な学びがあることなどについて指導を行っているところです。

教育委員会においても、1人でも多くの生徒が希望の職種に配属されるよう、新規事業所の受入れ協力依頼に取り組んでまいります。

次に、③のキャリアシッププラットフォームの目的と活用状況の変化につきましては、以前

は、事業所への周知、連絡手段として郵送やファクスによるものが主でしたが、より多くの情報を分かりやすく全ての事業所に確実に届けるための手段として、インターネットによるプラットフォームを作成したものです。

教育委員会からの情報発信のほか、事業所からの問合せフォーム、各種様式のダウンロードなどに活用できるようにし、問合せへの回答はプラットフォームに公開し、他の事業所においても確認することができるようにしております。

活用状況の変化につきましては、現在アンケート集計中ではありますが、昨年度と比べると活用事業者は増えていると考えておりますので、より効果的な運用に向けた検証を行ってまいります。

次に、（４）のそれぞれの立場による現状の負担と負担軽減に向けた方策についてでございますが、現状としましては、生徒については、学校とは異なる環境での体験学習による不安や緊張、社会人としてのマナーの実践、通勤方法の選択制限があり、保護者については、通勤における送迎や昼食の準備、交通費の負担などが挙げられます。

事業者については、受入れ体制の整備に伴う指導担当者の配置などの人員、時間コストや安全管理体制の構築、体験プログラム作成が挙げられます。

教員については、各事業所との打合せや実習中の事業所訪問等があり、教育委員会については、新たな受入れ事業所の確保や、事業所への受入れ依頼、実習全般に関する体制整備が挙げられます。

負担軽減策としましては、デジタル化により全ての関係者の事務作業の軽減や効率化を図っております。

また現在、事業所、保護者、生徒、教員に対してアンケート調査を実施しておりますので、今後内容を精査、検証し、来年度に向けた負担軽減を検討してまいります。

次に、（５）の受入れ事業者への支援策や特典の拡充の可能性についてでございますが、事業所として受入れによる社会的貢献の側面だけではなく、イメージ向上や人材確保、従業員育成、組織活性化などのメリットがあるとの評価をいただいております。

現在、町のホームページに実践報告書を掲載し、御協力いただいた事業所名を紹介しております。

また、令和5年度から受入れ事業所感謝の会を開催し、特定の年数を受け入れていただいた事業所に対して感謝状やステッカー、卓上立てを贈呈し、事業所や店舗でのPRに活用してい

ただいております。

今後、より多くの方々に協力事業所について知っていただき、また御賛同いただく事業所の拡大に努めていきたいと考えております。

次に、（6）の起業体験について、学校教育と生涯教育の視点から、どのような見通しでいるかについてでございますが、学校教育につきましては、小学校の授業において、職業人による講話や農家による農業体験を通じたキャリア教育を実施しております。

生涯学習につきましては、世代間交流事業リフレンドとして、土曜日の子供の安心安全な居場所づくりと世代間交流の機会の創出を目的に、地域の方々と小学生が交流する体験活動や自由遊びを実施しております。今年度の体験活動では、職業観、創造性の育成を企図し、宮城海上保安部の巡視船見学やペットボトルロケット作りを行ったほか、これからの計画では、食育を絡めたおにぎり作り教室や金属こま作り体験を予定しております。

今後も、学校教育、生涯学習ともに多様な体験活動の充実に努め、また機会を捉え、起業家精神の育成を図ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 次に、町長。

○町長（熊谷 大君） 3番 須田聡宏議員の御質問にお答えします。

第2点目の、若者の起業の推進についてでございますが、（1）から（4）までは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

町の起業創業支援事業を実施している、まち・ひと・しごと創造ステーション *t s u m i k i* は、町の地域資源を生かした起業の促進や、まちづくりに関わる人材、団体の育成とその交流、連携を通して、町民自らが新たな価値を生み出すことを目的として整備されました。

t s u m i k i では、起業創業支援事業として各種相談受付事業のほか、利府松島商工会や専門人材とのマッチング、また起業体験の場の創出として「こあきない市」を定期的を開催するなど、起業に関する総合的なコーディネートを実施しております。

特に、*t s u m i k i* の起業相談窓口は、初歩的な段階から気軽に相談できる場所として、起業に興味関心のある方々の相談を広く受け付けているところが特色となっております。

若者の起業支援に当たっては、*t s u m i k i* で実施している事業を児童生徒に周知することにより、将来の職業の選択肢を広げる機会にもなることから、必要に応じ、今後も小中学校への協力依頼や連携を図ってまいりたいと考えます。

町といたしましても、起業や地域活動に関心のある若者が地域で行われるイベント等に参加

することは、地域の将来を担う人材の育成や地域コミュニティの活性化、シビックプライドの醸成などにつながる機会になるものと考えられることから、そうした若者の意欲と、主催者の趣旨や受入れ体制が合致するのであれば、イベントを活用した起業体験の機会が創出されることは望ましいものと考えております。

今後も、起業意欲のある方々に対し、引き続き起業創業支援事業を実施していくとともに、利府松島商工会など関係機関との連携をより一層深め、適切な支援ができるよう進めてまいります。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） では最初に、キャリアシップ事業について再質問をしていきたいと思っております。

まず、日数についてお尋ねいたします。私も職場体験事業の受入れ側としても活動しております。利府町の学校ではないんですけれども、体験を受け付けております。その観点でも、いろいろとお尋ねしたいと思うんですが、5日間の日程があったら、これはかなり学びが深まるということは私もそのように思います。文部科学省が5日間を推奨しているには、それだけの理由がありまして、そして利府町が恐らく県内唯一ではないでしょうか、5日間を基本としているというような自治体というものが。ですから、利府町の取組が非常に素晴らしいということは、これは間違いないことです。

ただ、5日間にするということ、文科省から推奨があるからということだけではなく、利府町としては、それを受けて5日間に行っているわけですので、例えば3日間で終わるのではなく、特に4日目、5日目はどのような子供たちの変化、成長、そういったものが期待できるのかを伺いたいと思います。お願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

生徒一人一人によって、それは様々だとは思いますが、過去の例からひもとくと、3日間で終わると、やはり慣れた頃に職場体験が終わってしまうというような思いでいる生徒が結構多いのかなと。4日目、5日目を体験することによって、仕事の大変さであったり、それから逆に楽しさややりがいであったり、その辺を多く感じる生徒が多いのかなと捉えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 私も同感でして、やっぱり3日目まで来ると、1日目、2日目はどうしても子供たち、緊張の顔がずっと続くんですけども、3日目になってくると、やっと落ち着いて周りが見えたり、仕事の、それこそ面白さとか、やりがいつとか、自分に合っているんだろうとか、いろんなものが見えてくる。さらに、4日目、5日目になってくると、それが深まってきたり、それから自分なりの考えを事業者の方にお話ができるようなゆとりすら出てくるのかなと。もちろん、子供たちのそれぞれの特性によって違ってくると思うんですが、おおむね文科省が推奨している理由は間違っていないなとは思いますが。

その5日間をやっている利府町はとてつすごいと思うのですが、子供たちにとっては多分、恐らくベストな日数だと考えます。

逆の目線で、受入れ側の事業者のほうではどうなのかなということでお聞きしたいと思ひます。

先ほど、8割近くの仕事所から5日が妥当という回答があったということになります、今回、今年度行った体験学習では仕事所数が120以上になったと聞いておりますが、そのうちの8割だと100近い仕事所ということになるでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願ひます。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） おおむねそのように捉えていただければと思ひます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） ですので、100近いところが、5日間で大丈夫、受け入れられると言っただけしているということは、本当に利府町の事業者が大変すばらしい、本当に協力していただいていると感じております。

今回、受入れを要請した仕事所は全体ではどのぐらいの数になるでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願ひます。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 大変申し訳ございません。要請した仕事所につきましては、今ちょっと手元に資料がないので、改めて回答させていただきたいと思ひます。大変申し訳ございません。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 当然、120の仕事所が受け入れてくれているということは、それ以上に協力の要請をしているのだと思ひます。要請したんだけど、ちょっと受入れが難しいとい

うような回答の事業所もあったと思うのですが、依頼した事業所の回答で、受入れが難しいというような主な理由は、どういった理由でしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

5日間丸々受入れが難しいということに関しましては、やはり担当の方の負担であったり、どのようなことを子供たちに体験させるか、そのプログラムの作成の困難さであったり、様々な理由がありますが、主なものとしては今申し上げたような形になるかと思えます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 受入れのプログラムがしっかり整っていると。それから、従業員数もある程度、大人数の事業所であればいいのかもしれませんが、小規模な事業所、それから個人事業主などは受入れの負担が結構大きいのではないかなと思います。

それで、例えば今お話もあったように、5日間は難しいんだけど、3日、4日の受入れなら大丈夫だと言っている事業所もあるかと思いますが、そういった事業所には選択の余地というものは示されているのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

もちろん5日間でなければ駄目ということはございませんので、それは何日間かというものは選択の余地はございます。

すみません、付け足しで、先ほどの受入れの事業所の数なんですけれども、ちょっと今資料を発見しましたので、550ぐらいを依頼しているということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 550の事業所にオファーしていると。これは教育委員会からオファーしているということよろしいですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

教育委員会からのオファーということになります。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） これも大変な御苦労だと思いますので、そういった苦労の下に、この事業が成り立っているなど実感しております。本当に頭が下がります。

先ほど、5日間のみで受け入れられないという事業者にも、2日とか3日という場合も組み合わせ合わせて、5日間の体験日数にするということが可能であると。同じような、同業種の組合せをつくったりというようなことがありましたので、確認になりますが、そういった形で全生徒の実習先が今現在確保できていて、さらに日数が少なくなってしまうけれども、事業所もなるべく多く、業種も広げて確保している状況だと認識してよろしいでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

今、議員のおっしゃるとおり、そのような認識でよろしいです。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 続いて、（2）の通勤時の公共交通機関の利用についてお伺いします。

先ほど、体験期間中の通勤について、中学生は町民バスが無料になるような手続がということで、大変すばらしいと思います。さらに、通勤も体験の一部と捉えるのであれば、通勤のときの大変さ、そういったことも含め、子供たちがしっかり体験して考えることになるんだろうと思います。

ただ、将来自宅から通勤するんだと、将来的な話なんですけど、不便を感じるような状況を体験させているとも言えるのではないかと思います。例えば自宅から、または町から通うのは、働きに行くのはちょっと大変だということで、自宅や町から出て生活するようなことの原因になってしまうのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

通勤の方法については、生徒それぞれ多種多様でございますけれども、例えば、どうしてもその事業所に通勤することが自力では困難だという生徒も当然いるかと思います。そういう場合は、あらかじめ保護者の方が送迎が可能かどうかを学校側で把握した上で割り振るといことも行っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） そうしますと、やはり御家庭でお子さんをその事業所まで送迎するということが一応把握しつつ、この事業が成り立っていると考えられるわけなんですけれども、私も実は受入れをするときに、本来であれば就業時間だと9時とかだったりするわけですが、子供たちの移動を考えたときに、じゃあ10時に来てくださいというようなこともあります。それは交通機関の時間に合わせて、それを設定し、退勤時間も帰りの公共交通機関に合わせて、この時間までで終わりだよというような形を設定します。これは事業所側でうまくそういったことを配慮していただければ可能な形にはなるのかなと思いますので、やはり事業所の近くまで、おうちの方が送るというふうにしてしまうと、働くということは、そういうことではないですよというふうにもなりますので、難しいのかもしれませんが、可能な範囲で子供たちも自力でといいますか、公共交通機関等を使っていけるような仕組みにさせていただくと、学びも、通勤から帰宅までがやっぱり体験なのかなと感じております。事業所の方々の協力も大事なかなということです。

やはり子供たちにもいろいろ考えさせるということも大事だと思うんですが、ここは将来的展望を持って取り組まないといけない部分だと思います。

続けて、職場体験の内容についてお聞きします。

生徒の学習効果と安全性をやはり最優先にしないといけないということは当然だと思います。学校の担当者と事業所が緊密に連携を取っているということなんですが、恐らく担当者というものは学級担任になるのかなと思います。1人の担任の先生が恐らく10か所前後の事業所とやり取りをする形になるのかなと想像しますが、緊密に連絡というのは、生徒をよく知る担任と事業所の担当者との間で打合せをするということになるかと思いますが、まずその確認と、その回数というものは期間中にどのぐらいか。それと、方法としては、電話、メール、ファクス等ありますが、最近ではメールなどでやり取りができるような形とお伺いしておりますが、その中身についてお伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

緊密な連携等につきましては、事業所によっても回数は当然違って来るわけですが、事前の打合せというものは当然入ってきます。そして、5日間の体験期間中に教員が実際、事業所に出向いて、子供たちが頑張っている姿、もしくは苦勞している姿を見てきます。

そして、事業所と学校とのやり取りに関しましては、これは事業所のやりやすいといいます

か、様々になるかと思えます。メールであったり、ファクスであったり、電話であったりと、その辺は多種多様になってくるかと思えます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 私も担任の経験からすると、1人で10か所ぐらいの事業所を担当すると、非常に大変です。3日間の体験の期間で10個ぐらいの事業所を回るとするのは、授業も掛け持ちしながらだと非常に大変なんですね。ところが、5日間の期間があると、これが回るのが少しゆとりが出てくるのではないかなと、5日間のメリットの一つかと思いました。

それから、打合せをするのに、なるべくは事業所のやり方に合わせるということがいいかと思うんですが、担任の先生も授業中であったり、それから放課後もいろいろな部活動だったり、何かの活動があるので、事業所との連絡する時間というものは本当に限られているかと思えます。学校の営業時間としてもやっぱり限られていますし、本当に打合せする時間はどうなるのかなと。そうすると、極力メールとか、時間外でも連絡が取れるような形にしていくということが、これからのやり方なのかなと思えますので、そういったところは事業者にも協力いただくような形で今後進める予定でしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 大前提として、学年全体として対応しているというイメージで捉えていただければと思います。確かに、例えばA先生がA事業所の担当というのはありますけれども、例えば学校に連絡が入ったときは、やはり学年全体で対応していくと。1人の先生だけに1つの事業所を任せ切りということではなくて、やはり組織的な対応を行っておりますので、いつ事業所から連絡が来ても学年で対応できるような体制というものが各学校で取られているかと思えます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 大変素晴らしいことは、チームプレーで対応するということが大事ですので、学年での対応ということで、負担を少なくできるような形になっているということで確認いたしました。

それでは、5日間のプログラムの内容については、主に事業者から、こういう内容を体験させますということで提案があるかと思えますが、学校からの要望としては、先ほどありました

安全性であったり、それから学習効果、あと、ここは大事なんですけれども、成長の度合いにやっぱり合わせてということで、配慮するようにというところはあるかと思いますが、それ以外の何か要望点というものはあるでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

大前提、原則としては、やはり事業所からの提案を学校側が、それで問題なしということであれば受け入れるような形が多いかと思えます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） やっぱり現場の安全性というものは、事業所の方が一番よく御存じだと思いますので、その内容で安全を担保してもらえればいいのかなど、非常にいい体験ができるのかなと思います。

それでは次の、生徒の配属が希望どおりになっているかということで、おおむね希望どおりに配置できているという御回答でした。希望どおりにならないという場合が出てくるのは、やはり事業所数が少ない場合になってしまうので、先ほどもありましたように、受入れ事業所を増やしていくということで今後御尽力されるというようなことだったと思いますが、事業所数を増やすということが一番の対策になるのかなと私も思います。

また、新たな事業所を開拓するに当たって、生徒自身に事業所を探させる、または見つけてきたというのを採用するということは可能なのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

今のところ、生徒自身が事業所を開拓をするということは考えてはおりません。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 自分で探すところがもし可能であれば、そこも就職とか、そういった先の将来についての非常に大きな勉強になるのかなと思ったんですが、なかなか難しい部分はあるかと思うので、承知いたしました。

では、キャリアシッププラットフォームというものがあまして、これは事業所のほうが見られる内容になっているかと思うんですけれども、先ほど内容については御説明いただきまし

た。その内容については、特に新しく協力いただける事業所ほど子供たちの受入れに対して不安とか分からないことが多いのかと思いますけれども、こちらのプラットフォームの中には、事業所が不安になったときに頼りになるような、要綱みたいな内容は掲載されているでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

いろいろな情報をプラットフォームには掲載はしております。全ての受入れの事業所が見ることができるようになっていきますので、差し支えのない範囲でということになるかと思えます。全てが見ても支障のないような内容であればということになると思えます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） では、次に行きます。生徒、保護者、事業者、学校の教員、教育委員会、それぞれの立場による現状の負担についてお伺いしたんですけれども、それぞれの負担というか、大変なことがあるんだということを認識しました。

特に一番は、やはり事業所の負担が非常に大きいのかなと。やはり指導を担当する人員、その人が5日間であれば、ずっと付きっきりになる可能性は高いです。特に、安全面を配慮する内容でしたら目が離せないかと思えます。

そういったものを含め、人員のコストとか安全管理、それから昼食の時間とか休憩時間を取るための待機場所の確保なんかも必要になってくるかと。そういった環境をきちんと確保するということが大事かと思えます。

それから、教員のほうは先ほどいろいろありましたが、事後指導、事前指導もかなり力を入れて、挨拶の仕方だとか、一般の社会的マナーの育成といったことにも力を入れているということをお伺いしております。

それから教育委員会でも、先ほど500件を超えるようなところで受入れ事業所の確保、依頼をしているということも大変なんですけど、そのほかにもいろいろデータベース、先ほどのプラットフォームを更新するとか、様々な報告書、今後、来年に向けてのホームページの掲載内容だとか、そういったこともつくっていくことになるかと思えますが、そういったことの効率化ということで、デジタル化によるというふうにありましたけれども、その効果は一体どのぐらいのものなのか教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 今までは、いわゆるアナログといいますか、アナログと言ったりすると言い過ぎかもしれませんが、やっぱりデジタル化、データ化によって、それぞれ関係する事業所だったり、教員であったり、負担はかなり軽減はされているのかなとは認識はしております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） なかなか、この事業がすごく町総ぐるみでやっていると感じておりまして、まさに「町はひとつの学校」というものを具現化した形の事業なのではないかと。それだけ町と、それから町の事業所の皆さんと、それから子供たち、保護者の皆さんと本当に一体になってやっている事業なのかなと思います。それだけ大変な事業なだけに、継続して、よりよくしていくためには、やはり大変なところをうまく作業の軽減をしていかなければいけないと考えますので、ぜひ効率化等を図っていただきたいなと思います。

一つ、事業所とのメールのやり取りで共通のテンプレートみたいなものというのは御用意されているでしょうか。その1点、お願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

先ほど説明いたしましたプラットフォームの中に、例えばいろいろな様式であったり、共通で使えるものをすぐダウンロードできるように掲載しているところがございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 分かりました。

では次、受入れ事業者の支援策や特典の拡充についてお伺いします。

町の広報、以前のもを見てみると、職場体験学習について取り上げたものも幾つか、私が見つけたものは1つだけだったんですけども、これだけの大きな事業なのですから、ぜひ事業所にとってもPRをもっとしてほしいなと思っているのではないかと。そうであれば、町の広報紙などにももっと生徒の活動している様子の画像と紹介、それから、できれば協力していただいている事業所全て掲載するというのはいかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

一応、受け入れていただいた事業所に関しましては、年数ごとに従って、例えば1年目、3年目、5年目、10年目というような具合で感謝状を贈呈したり、それから、ちょっと色別の、色が違うステッカーを配付したりということで取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 町の事業所にはかなりの負担をおかけしているのかなと思います。町の子供たちに、これだけ御協力いただいているわけですから、ぜひ可能なPR手法やイベントの誘致など何か検討していただければと思います。

次に行きます。今後、起業体験学習の導入についてどのように考えているかということなんですけれども、先ほどお答えいただいた内容から、学校教育課程に組み込むのではなく、課外活動や地域連携で実施するほうが、文科省が示す、起業家を育てることに限定せずに、社会課題に挑戦する力を育む教育だとして推進しているわけですね。しかも、小、中、高から大学まで一貫してというような内容です。

ですから、今言ったように、課外活動、地域連携で実施するほうが趣旨に合うのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

答弁の中身と重複するかもしれませんが、生涯学習について、世代間交流事業というものを、通称リフレンドというものでございますが、年間10回ほど、今後の実施も含めてなんですけれども、行う予定でございます。様々な内容になるんですけれども、将来の職業につながるような内容を、その中身に含めるようにしております。いわゆる起業家精神につながるような体験をしてもらっている、する予定も含めてなんですけれども、ございますので、今現在のところ、そのような世代間交流を行っているところではございます。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） リフレンドの延長にあるような形にもちょっとイメージできたんですが、ぜひ学校現場の負担を減らしつつ、そういった起業体験をしたいという希望者が挑戦できる仕組みをどう整えるかという観点で考えて検討していただけたらなと思います。

続きまして、次の若者の起業体験の推進についてお伺いいたします。

若者が起業体験できる場の創出についてということで、町の方針についてお伺いしたんですが、既に t s u m i k i において、「こあきない市」などの実践から、多くの企業人が巣立っている現状かなと思います。t s u m i k i が一つの起業の窓口と言えるかと思いますが、そのほかに窓口と言える部分はあるでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（藤岡章夫君） お答えいたします。

窓口でございますが、当然ながら役場の商工観光課だったり、それから t s u m i k i だったり、つなぐ場所としては商工会だったり、様々な部分でいつでも相談できる体制を整えております。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） では、起業体験としてできる場は、恐らく t s u m i k i では「こあきない市」であったり、あと、いろいろな委託の活動もありますし、私も何度か利用させていただいていますので、本当に幅広いサービスといたしますか、そういった支援が提供できていると思うんですけども、現状、ほかにあるでしょうか。t s u m i k i もそうですが、それ以外の部分で体験ができるところ。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（藤岡章夫君） お答えします。

議員御承知のとおりでございますが、t s u m i k i においては起業体験、創業支援関係でございまして、大人も含めでございますが、新・生業塾、こあきないの学校、こあきないの市、プログラミングスクールなどを実施しているほか、体験、チャレンジの場として、今議員おっしゃられた委託販売だったり、直接販売も実施しております。

それ以外につきましては、町の中の各イベント、例えば、こどものまちだったり、そういったものも体験の場として捉えております。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） すごく今、例としてたくさん挙げていただいたので、窓口としても、それから体験できる場ということがこれだけ用意されているということを確認いたしました。

t s u m i k i には、初歩的な段階から相談できる場所と起業相談窓口があるということなので、幅広く受け入れています。まさに本当にすばらしい状況にあるんですけども、実際に相談に来た場合、どのような展開になるのかということでちょっと御質問します。

例えば、起業を具体的に考えている、例えば商品、サービスの内容が決まっていて、場所も町内のどこかで、予算規模や事業計画もある程度できているという人が t s u m i k i に、こういうことをしたいので、例えば町内で起業したいんだけどもアドバイスをしてくれるような人を紹介してほしいというような要望があった場合には、どのような展開になるでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（藤岡章夫君） お答えいたします。

先ほど町長が答弁しましたとおり、t s u m i k i では商工会につないだり、専門的な人材の方々を御紹介したり、マッチングなど総合的なコーディネートをしております。初歩的な段階から気軽に相談できる場所として、起業したい方もそれぞれビジネスモデルがあったり、例えば出店のような小さい形態から大きな会社を持ちたいという様々な方がおります。そういった起業・創業希望者を、それぞれに合った経営に必要な知識だったり、専門家から学ぶ起業セミナーにつないだり、t s u m i k i 職員や町職員なども関わって様々な、その人に合った支援をしているところでございます。

個別具体的に支援を受けられる機関が県内にはたくさんあります。例えば、利府松島商工会、それから宮城産業振興機構、町内の金融機関、資金面であったり、開業するには。それから、県の産業技術総合センターなど、それぞれいろんなジャンルがございますので、その人に見合った形で御紹介して、つないでいるということでございます。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 非常に整った体制かなと今聞いて思いました。

もう一つのパターンとして、小学生が親子で出店の体験をしてみたい、アクセサリーのワークショップや手作りの焼き菓子などを販売したい、例えば模擬店みたいなもの、こういったものの形を希望している場合はどのようになりますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（藤岡章夫君） t s u m i k i では、先ほど言いましたけれども、直接利用というものがございます。こちらでいつでも販売することが可能でございます。ただし、こちらは利用料が発生するということ。

それから、子供ということで特化していますけれども、子供たちが直接現金のやり取りというか、お金が絡むようなことに対応したり、販売者として、やはり責任というものが生じますので、直接利用の際には保護者の同伴、承諾を必要としているところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 幅広くということで、例えばそういった未成年の人がチャレンジしたいというような場合、会社を興そうとか、そういうレベルではなくて、まさに先ほど紹介されました、こどものまちのさらに延長というような形での体験出店みたいなもの、そういったものができる場所でもあるのかなと思いました。

場所貸しの部分というものは、私が確認したところ、1平米当たり1日で500円、そうすると大体4平米ぐらいだと2,000円ぐらいの出店料で1日その場所が借りられるというような手軽さもありますので、実際にいろんな方がそれを利用して、t s u m i k iで商売、こあきないのチャレンジをしているというものも見ております。そういう使い方もできるんだということ、なかなか知らない人のほうが多いのかなという部分はありますので、そういったところも課題なのかなと感じております。

例えば、同じようなテーマで同じような要望、こういうイベントといいますか、同じ仲間、同じ内容のものをやりたいという人たちが集まった場合、t s u m i k iのスタッフと相談して企画を組むなんていうことも検討できるでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（藤岡章夫君） 可能と捉えております。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） それでは、若者の起業体験を支援するため、町の役割についてなんですけれども、出店場所の創出、利用できる資金の補助的な支援の紹介はいかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（藤岡章夫君） 資金はどうかということで、先ほどもちよっとお話ししましたけれども、産官学金などなど、いろんなジャンルで支援しているところで、金融機関につきましても、地元の銀行、そういったところも、農協も含め相談できるような体制は整えております。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） そうしますと、利府松島商工会をはじめ地元の金融機関ともつながっており、そういったところ、関連の機関に紹介をしたりできるということですね。起業創業支援事業ということで、かなり充実した内容だと理解しています。t s u m i k iが窓口となって、充実した支援が受けられるということが分かりましたが、町内外にまだまだそういったこと、

情報が浸透していないのではないかと感じます。今後、町内外への周知の方策についてお伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（藤岡章夫君） 今いただいている話は、大人の起業の関係ということで捉えてよろしいのでしょうか。先ほどの話にもありましたけれども、相談できる体制は整えております。もちろん国や県の補助、支援制度、それから資金面の支援、融資の関係だったり、いろいろな団体がありますので、先ほどもお話ししておりますけれども、そういった方々につなぐということがまず重要なと捉えております。

そういった方々は、自分たちで起業したい方は調べてくる方が非常に多いと捉えております。無知なままで会社を立ち上げたい、仕事を起こしたいという人は少ないのかなと思っております。町、t s u m i k i のホームページ、そういったところでも広報、周知しておりますので、そういったもので足りていると認識しています。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 本気の起業という形には万全の体制になっているのかなとは考えているのですが、今度は少し緩やかなほうで考えるんですけれども、先ほど言ったような一歩手前の、起業の前の1回ちょっとチャレンジというか、試してやってみたい、まさに模擬店のような形で出店したいんだけど、どこか場所、機会はないですかといったときに、新しいイベントをつくるのではなく、既存の町で行われている、あらゆる実行委員が計画しているものもあるかと思いますが、そういったイベントに若者の出店枠を設けるということは可能なのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（藤岡章夫君） 少し整理させていただきますと、今議員おっしゃられたとおり、町主催といいましても、町だけではない場合があります。各実行委員会が主催していたり、町内会が主催していたり、それから指定管理者のリフノスだったり、西部児童館、東部児童館、そういったもので主催しているとか、町でもいろんな形態があります。そういったところで今も様々なイベントを実施しておりますが、キャリア教育的な観点での実施というよりは、やはり、こういった町で楽しいことができるというような形で、楽しんでもらえるようなことを中心に、そして、それが将来的な自分の生きる道として職業選択の幅が広がるというような観点で実施していると思っております。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） まずはきっかけといますか、そういう成功体験、もちろん失敗も含めてですが、そういったことが起業家精神みたいなものを育てていくのかなと思いますので、ぜひその機会をつくる。それから、その機会があるんだよということをぜひ広めていただきたいと思うんですが、そのために、先ほどもちょっとあったかと思うんですが、学校で小中学生や、幅広くそういう募集、それから、そういうイベント、そういったことがあるよということをお知らせするのに、学校からのお知らせという協力をいただくことは可能でしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

学校に、こちら教育委員会から依頼することはできるかと思いますが、あとは学校長の裁量というものもありますので、そこはあと学校ごとに、もしかすると対応等は変わってくる可能性もございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 最後になりますが、さらに広げて高校や支援学校、あと連携する大学、こういったところにも告知のお知らせを広げるということも可能になるでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 経済産業部長。

○経済産業部長（藤岡章夫君） 町では、大学、高校関係とも御存じのとおり、包括連携協定を結んでいたりしますので、密接な連携は取れているかと思えます。ボランティアという面では、今まで協力体制もありました。それから御存じのとおり、ハマスカまつりなどでも様々なボランティアはいただいたりしているところです。そういった方々と連携して、販売可能ですということではありますが、一番最初に答弁しているとおり、やはり販売するとなると責任が生じるかと思えます。赤字だったら誰が補填するのか。販売するアクセサリ類だったら、壊れたら誰に連絡するのか。食べ物であれば、どういった形で安全に提供できるか、火を通すのか、そして保健所などの手続面も、消防の手続もあるということで、やはり高校生ぐらいまでだと親の承諾なども必要になることから、体験するという面ではできますが、子供たちだけでという観点はなかなか厳しいのかなと捉えております。

今後も引き続き連携して、大学、高校と対応していきたいと思えます。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 安全体制も含めて、今後体制づくり、いろいろ検討すべき課題はあるのかなと思います。私もいろいろ勉強していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は質問は以上になります。ありがとうございました。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、3番 須田聡宏君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。それで、ちょっと打合せをしなければならないもので、再開を14時30分とします。

午後1時55分 休 憩

午後2時34分 再 開

○議長（鈴木忠美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 郷右近佑悟君の一般質問の発言を許します。郷右近佑悟君。

〔1番 郷右近佑悟君 登壇〕

○1番（郷右近佑悟君） 1番、会派21世紀クラブ、郷右近佑悟、一般質問の通告書を読み上げさせていただきます。

1、利府中学校弓道場の今後について。

利府中学校の弓道部が活動していた旧弓道場は、建築から四十数年が経過しており、老朽化が著しく安全面に問題があったこと、建物が小さいため増加傾向にある部員が十分な練習を行っていない環境であったことなどから、令和7年に新しく利府中学校弓道場が建設されました。

町は新しい弓道場に関しまして、議員全員協議会や定例会で、「基本的に生徒の使用が優先だが、今後は弓道場の一般開放も考えている」と答弁していることを踏まえ、部活動地域展開、一般開放を踏まえた今後の弓道場使用の展望について伺います。

2つ目、带状疱疹ワクチン定期接種の自己負担額について。

令和7年4月から65歳の方、令和11年度までは経過措置として65歳ではない方を5歳刻みで、70歳、75歳から100歳まで5歳間隔で対象となりますが、带状疱疹ワクチンの予防接種が予防接種法に基づく定期接種の対象になりました。

利府町で設定されている自己負担額は、生ワクチン4,900円、これは1回の接種です。組換えワクチンは1万8,100円、これは2回接種が必要ですので、合計で3万6,200円、自己負担額が発生するということになります。

塩釜管内の二市三町は自己負担額が同額で、県内他の自治体に比べて組換えワクチンの自己

負担額が特に高額な設定になっています。例を挙げますと、仙台市は、生ワクチンは1回5,000円、組換えワクチンは1回1万1,000円、富谷市は、生ワクチン1回4,800円、組換えワクチンが1万2,000円、大河原町、生ワクチン1回2,500円、組換えワクチン1回6,500円となっております。

带状疱疹は80歳までに約3人に1人が発症するとも言われております。合併症から生活へ支障を来すケースも少なくないことから、带状疱疹ワクチン接種の自己負担額を軽減する考えはないか、町に伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁をお願いいたします。

1の、利府中学校弓道場の今後については教育部長、带状疱疹ワクチン定期接種の自己負担額については町長。初めに、教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 1番 郷右近佑悟議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の、利府中学校弓道場の今後についてでございますが、議員御承知のとおり、利府中学校の弓道場については令和7年4月に落成式を挙行し、新しい弓道場にて弓道部が練習しており、中総体では県大会第2位の成績を収めたほか、新人戦では県大会で優勝するなど活躍しているところであります。

今後の利府中学校弓道場の使用につきましては、令和8年1月から原則、部活動がない日曜日を一般開放日とし、使用状況等により課題を確認しながら、段階的に一般開放の曜日や時間等について拡大していきたいと考えております。

また、休日部活動の地域移行、地域展開については、今年度行っている実証事業の結果を基に調査検証等を行い、弓道競技を含め今後の進め方に反映していく予定でおります。

○議長（鈴木忠美君） 次に、町長。

○町長（熊谷 大君） 1番 郷右近佑悟議員の御質問にお答えいたします。

第2点目の、带状疱疹ワクチン定期接種の自己負担額についてお答え申し上げます。

初めに、高齢者の带状疱疹は、発症時の痛みに加え、合併症や後遺症が日常生活に大きな影響を及ぼす可能性があることから、本ワクチンの接種が健康の維持や発症予防に有効であることは十分に認識しております。

一方で、本ワクチンは予防接種法に基づくB類疾病の定期接種に位置づけられており、予防接種法上、接種費用の実費徴収が認められていることから、本町では高齢者インフルエンザや

肺炎球菌のワクチンなどのB類疾病の定期接種と同様に、塩釜管内二市三町保健衛生研究会で協議の上、ワクチン価格相当額を自己負担額とし、それ以外の接種にかかる費用を自治体が負担する統一価格とし、塩釜管内二市三町共同で宮城県塩釜医師会へ接種業務を委託しております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、県内の他自治体と比較して組換えワクチンの自己負担額が高額であることは承知しております。自己負担額の減額につきましては、他の予防接種施策との公平性などを考慮する必要があるため、接種状況の推移や県内の他自治体の動向などを注視し、引き続き塩釜管内二市三町保健衛生研究会において情報共有を図りながら協議してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） では、弓道場の今後についてから再質問させていただくんですけども、まずは利府中学校の弓道部の皆さん、大変すばらしい成績を収められたということで、同じ町民としても誇らしく思うところがございます。大変おめでとうございます。

では、弓道場の今後については、まず部活動の地域展開に関してから、ちょっと再度伺わせていただきたいと思いますんですけども、令和7年度6月定例会で、部活動地域展開の実証事業を行うということを伺っていたんですけども、その際の質疑の中で、実証事業を行う部活というものは中学校ごとに2つ程度ピックアップして、その部活について実証事業を行っていくというようなお話だったんですけども、今回2つピックアップされた部活の中に弓道部というのは含まれるものかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

実証事業に関しましては、各校2つ程度ということですが、利府中学校の中には、弓道部は実証事業には含まれてはございません。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） 弓道部は含まれないということなんですけれども、ピックアップされた部活動の実証事業の結果をもって、例えば今回ピックアップに該当しなかった弓道部とか、そういったところの今後の地域展開について、そういったデータとか、そういうことが活かされて、段々検討されていくというような認識でよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

実証事業に関しましては、どの部活動を実証事業の中に組み入れるかということは、学校の意見を最大限尊重しております。学校側で、この部活動は地域展開をしてほしい、この部活動は今のところ特に必要ないということ、相談を密にしながら行っているところがございますので、今後どのようになるか、弓道部がどのようになるかにつきましては、やはり学校の意向を大事にしながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） では、学校の意向を重く捉えながら実証を今後の地域展開に向けて進めていくということで承知しました。

現在、町内の中学校で弓道部といえば利府中学校だけなんですけれども、実際、利府中学校区以外の小学生などからも弓道への興味というのを聞くことは大変、何回かあったんですけれども、弓道をやりたい、もしくは弓道に興味があるという児童生徒は多く、やはり弓道は人気があるのだなと感じております。

実際、全日本弓道連盟の登録者は年々増加傾向で、登録者のうち約半数は高校生というデータがあります。これは見方を変えますと、潜在的に弓道をやりたい中学生というものは多いんですけれども、実際に弓道部がある中学校というものはそう多くないので、高校に進学して、やっと弓道部に入ることができたというような生徒が多くいると考えることもできます。

宮城県でいいますと、弓道部を有する中学校というものは8校なんですけれども、高校になると弓道部を有する学校はぐっと増えて45校になると伺っております。

ここまで、ちょっと弓道の人気を長く述べさせていただいたんですけれども、要は何を言いたいかといいますと、これは弓道部だけに限った話ではなくなってくるんですけれども、実証事業で見えてくる現実的な成果や課題も精査しつつ、または学校の意向、そういったところも重要なんですけれども、それに加えて、実際に生徒たちがやりたかったり、求めているような部活、実際に生徒が求めている部分、そういったところに配慮して、そこも十分加味しながら地域展開を進めていただきたいと思いますと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

まず、休日部活動の地域移行、地域展開につきましては、弓道部がある利府中学校ということと考えております。その後、町内の中学校をどうするかということを検討するという順番で今考えておりますので、まずは弓道部がある利府中学校ということで認識していただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） では、まずは利府中学校からというところの、そこから次の段階のビジョンを既に持っていらっしゃるということなので、今後、町内ほかの弓道部のない中学生たち、そういったところの生徒たちが弓道場を使って弓道できる、そういった日が来ることをちょっと期待しております。

実際に、部活動の地域展開ができれば、弓道をやりたい多くの生徒が弓道場を利用して、それは理想的ではあるんですけども、地域展開を検討した場合、実際に実現が難しかったり、地域展開の実現に時間を要するような場合は、やはり一般開放によって地域展開をしていることとすごい近い状況に持っていけないのではないかなと考えます。

一般開放については、令和8年1月から部活動のない日曜日をはじめとして設けていくということであったんですけども、現時点で、例えば一般開放の対象として、個人利用は認めないですとか、町民の方に限るなど、具体的に想定している点はあるのか伺いたいのと、あと一つ前提として、一般開放として、現在でも小学校の体育館など登録している任意団体が無料で使えるような一般開放日というものがありますけれども、それと同じように料金徴収を受けずに使えるという認識でよろしいのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

まず、一般開放の利用者の条件と申しますか、その辺に関してなんですけれども、今のところ想定しているものは、2人以上の複数での利用と考えております。利用する方の中に、利府町内在住の方であったり、それから町内にお勤めの方であったりということは今のは想定しているところでございます。

続きまして、料金等につきましてなんですけど、例えば弓道に必要な道具、弓であったり、的であったり、その辺になるかと思うんですけども、その辺は、必要な道具については持参していただくことを想定しております。ただ、エアコンであったり電気関係、その辺の備品とか

設備については使用して大丈夫ということで想定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） では、複数人数で、町内勤めであったり、町内の方が含まれているなど、何個か条件をおっしゃっていただいたんですけども、その中でも、利用に当たっては、原則使う道具は持ち込んでいただくというようなお話があったので、ちょっと考えにくいほうにはなってくるかと思うんですけども、例えば、実際の利用する2名以上の方が、私のような全く弓道をやったことないような人間がやってみたいということで団体を組んで、それで弓道場を使わせてくださいという状態になったときに、やはり私なんかもそうですけれども、弓道に関して十分な安全知識ですとか、経験がない、こういった状態で弓道をするというのは非常に危険だと思うんですけども、安全に使用していただくためにも、一般利用する複数の団体の方、要は一定の審査基準といいますか、何か使える要件などを設定していく必要があるのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

利用者の方に対しましては、今現在のところは安全に使っていただくよう周知徹底を図っていくということで想定はしております。具体的なことは、まだ申し上げることはできませんけれども、大枠としてそのように考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） 周知徹底というところで、実際に安全が担保されれば、それにこしたことはないんですけども、今弓道に関して有識者の方の意見などを参考にさせていただいて、いろいろ安全に行えるような基準等も設けられるように、ちょっと検討していただければと思います。

それからまず、部活動がない日曜日を一般開放日にするということなんですけれども、実際その施設の鍵の管理であったり、あとは弓道場内の清掃、あとは的を固定している砂の整備であったりとか、そういったところを教員の方ですとか生徒の負担にならないようにする。これが最低条件と私は思っているんですけども、利用においてのルール、マニュアル、こういったものを設けて、それを遵守してもらおう。これを利用者に徹底していただきたいことはもちろ

んなのですが、加えて起こり得るトラブルへのリスク管理の徹底、例えば弓道場には弓道部員の使っている弓であったりとか、それ以外にも備品などがございますので、そういったものの盗難ですとか、破損、あるいは一般利用をする方がもしお子様連れであったりすれば、そういった小さい子が弓道場内に入って、何か弓を打つ、ちょっと段差の高いところから落ちてしまったりですとか、あらゆる事故、そういったトラブルの要因になることに対して、事前の備えや取決めというものが必要かと思うんですけれども、その点のリスク回避に関しての事前の検討というものはいかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

利用をした後につきましては、これは何でもそうだと思うんですけれども、やはり原状回復、元どおりに戻すということは当然必要になってくるかと思えます。

事故があった場合に関しましては、利用者の方が責任を負うことになるかと思えます。ただ、安全に利用していただけるよう、先ほども申しましたが、周知徹底、または利用者の要件等も考慮していくことも必要になってくるかなと思えます。今のところ想定していることは、例えば利用者の中には、青年の方、いわゆる大人の方を含むような想定も今考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） では、事前に設定する要件、いろんな組合せとかパターンが考えられるかと思うんですけれども、実際に一般開放が始まる前までに十分な基準等を設けていただければと思うんですが、先ほど部長もおっしゃったように、原状回復が原則だとは思うんですけれども、11月、先月、私は弓道場開き以来、久々に弓道場に行かせていただいたんですけれども、本当に弓道場開きのときのまま、すごいきれいな状態で、洗面台も使っていないのではないのかと思うぐらいきれいで、やっぱり生徒たちがすごく大事に使っているんだなということを感じました。そういった丁寧な部分があるから、大会でも優秀な成績を取めているのだろうなど、そのときは思いました。

それから、ちょっと今度は一般開放とはまた意味合いが少し変わってくるんですけれども、部活動以外での弓道場利用ということで伺います。

11月23日に弓道場を利用して行われた武道ツーリズムコンテンツ造成事業について伺います。スポーツ庁の補助金を利用した、インバウンド誘客を見据えてのツーリズムコンテンツの

造成が目的と認識しておりますが、この事業を足がかりに、今後も利府中学校の弓道場を利用したインバウンド誘客を行っていくのかということ伺います。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟さん、これはちょっと通告以外になってしまうから、質問を控えてください。

○1番（郷右近佑悟君） 失礼しました。

それでは、弓道場に関しましては、いずれにしても、せっかくできた大変立派な弓道場ですので、多くの方が気持ちよく、楽しく、安全に、長く利用していただけることを願っております。

では、2つ目の質問の带状疱疹ワクチンに移らせていただきます。

带状疱疹ワクチンに関しまして、町は令和7年3月定例会におきまして、令和7年度の带状疱疹ワクチン接種対象者は2,200人が対象で、接種率40%を見込んでいるという答弁でした。接種した方のうち、接種するワクチンの割合として、生ワクチンが3割の方、組換えワクチンが7割の方ということで答弁されていましたが、令和7年度現在までの带状疱疹ワクチンの接種状況はいかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

10月末現在の接種状況について御報告させていただきます。生ワクチンにつきましては170人、組換えワクチンにつきましては299人、合計で469人となっております。接種率にして、約21.9%、そのうち64%の方が組換えワクチンを選択しております。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） では、接種率40%の見込みに対して、約半年で目標の20%を超える接種率ということですので、ぜひこのまま接種率が見込みを超えていくように引き続き頑張りたいと思うんですけれども、やはり接種率は高ければ高いほうがいいと思うんですが、接種率が上がるには自己負担額が軽減される。このことが非常に有効ではないかと考えております。

伺った接種状況ですと、組換えワクチンの接種割合見込みの7割に対して、約6割5分と非常に迫っている状況ではありますけれども、こちらも同じく接種率の中の割合としては、大きければ大きいほうがいいかと思っております。といいますのも、やはり改めて申し上げますと、带状疱疹ワクチン、生ワクチンと組換えワクチンでは非常に効果の大きさが違います。生ワク

チンの場合ですと、接種後5年で予防効果4割程度、10年後には効果がないと言われています。一方、組換えワクチンに関しましては、予防効果は接種後5年で9割、10年後でも7割程度とされております。

また、带状疱疹の合併症である带状疱疹後神経痛に対するワクチン効果についても、接種後3年後で、生ワクチンは6割程度、組換えワクチンで9割以上とされております。

以上のことから、塩釜医師会の先生方も組換えワクチンの接種を推奨しているところではあるんですけども、带状疱疹ワクチンが定期接種の対象となった後に、先ほどB類疾病に関する薬剤費を自己負担でできるというお話を伺ったんですけども、塩釜管内の二市三町において自己負担額を下げようという議論というものはあったのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、自己負担額を下げる議論ということでございますが、こちらに関しましては塩釜管内二市三町保健衛生研究会で、二市三町を除く宮城県内その他の自治体の自己負担額の状況につきまして情報収集をし、共有をしております。

その上で、これまでのB類疾病に係るワクチン接種につきましては、ワクチン価格相当額を自己負担額としていたことを踏まえまして、公平性だったりとか、整合性の観点から、協議、議論をしております。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） では、ほかのB類疾病に対する自己負担額の設定等の合理性というか、一律性、そういったところがあるということなので、加えて、これは二市町町で決めていくことなので、この場でいろいろ、当局で検討するとか、そういったことをおっしゃっていただくことは難しいと思うんですけども、町長答弁で、自己負担額の減額については、接種状況や他自治体の動向を注視して、引き続き二市三町で協議していくということでしたので、ぜひこのまま前向きに協議を進めていただきたいと思います。

带状疱疹なんですけれども、一般的に知られてきました带状疱疹の合併症、これは最も頻度の高い合併症で、症状や回復期間は人によって異なりますが、あまりの激痛に日常生活もままならず、長期化すると精神的に大きな影響が出ることもあっております。

また、带状疱疹自体も、できた場所が目の近くだったりとか、そういったところでも非常に後遺症等に悩まれる方もいらっしゃるかと伺っていますので、自己負担額が軽減されて、組換え

ワクチンの接種率が上がるよう期待しております。

ただ、带状疱疹というものは、つらい合併症ですとか、後遺症がある一方で、現在は早期の治療にとっても有効な薬があるとも聞いております。自己負担額の減額については、協議を進めていただきつつなんですけれども、本町独自でできることを行っていただければと思っております。

带状疱疹は、早期に適切に治療を行うことで、重篤な症状を避けられる可能性がある病気であることを町が積極的に周知することで、そういった後遺症等で大変な思いをする方も減ると考えますが、そういった早期治療等についての啓発といたしますか、発信を町が進めていってはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

带状疱疹の予防と早期受診、早期治療に関しまして、大変重要性が高いと考えておりますので、今後ホームページや広報紙などを活用しながら、周知を強化してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） ありがとうございます。やはりアレルギーだったりとか、そういったところではないかなという自己判断で、せっかく早く直せるところを直せなくて、後遺症等につながってしまったり、そういったケースも伺っておりますので、ぜひ早期発見・治療についての啓発、よろしく願いいたします。

では、以上で一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日も定刻より会議を開きますので御参集願います。

どうも御苦労さまでした。

午後3時06分 散 会

上記会議の経過は、事務局長太田健二が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和7年12月2日

議 長

署名議員

署名議員